

第2期三木町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

三木町

はじめに

近年、急速な少子化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会構造が大きく変化するなか、子育てに関する負担の増加や不安の高まりに対し、安心して子どもを産み、育てられる環境を、国や地域を含めた社会全体で構築することが求められています。



このような社会情勢をうけ、子育て支援施策に関し、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組むため第1期の「三木町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進し、子育て環境の一層の充実に努めた結果、本町に対する「子育てしやすい町」としての認知度を高めてまいりました。

今回、第1期計画期間が終了を迎えるにあたり、第2期計画では、「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を新たな基本理念とし、多様化するニーズに対する様々な取組を進めてまいります。

次代を担う子ども達が健やかに成長する社会の実現に向け、社会全体で子育てを支える環境の整備に引き続き努めてまいりますので、関係各位の皆様にはさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました三木町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました町民の皆様には心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

三木町長 伊藤 良春

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進行管理および点検	2
第2章 統計からみる、三木町の現状	3
1. 人口等の動向	3
2. 自然動態	6
3. 社会動態	7
4. 未婚率の推移	8
5. ひとり親世帯について	8
6. 幼稚園・保育所児童数の推移	9
第3章 第1期計画の主な取組状況	10
1. 妊娠～出産期	10
2. 乳幼児～就学前期	10
3. 就学期	11
第4章 ニーズ調査	12
1. ニーズ調査の概要	12
2. ニーズ調査の結果	13
3. 自由回答集	24
第5章 計画の基本理念	30
1. 計画の基本理念	30
2. 計画の基本目標	30
3. 計画の施策体系	31
第6章 基本目標ごとの取組	32
1. 子どもと親の健康を守る	32
2. 子どもの安全を確保する	37

3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる	40
4. 支援を要する子どもや家庭を支える.....	44
5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる.....	48
第7章 量の見込みと確保方策.....	53
1. 教育・保育提供区域の設定	53
2. 量の見込みの算出.....	54
3. 教育・保育施設の充実	57
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	63
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	78
第8章 計画の実現に向けて取り組む重点目標	79
1. 妊娠・出産・子育てへの支援強化	79
2. 幼児教育・保育の量的確保と質の向上.....	79
3. 児童虐待防止対策の推進.....	80
資料編.....	81
1. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	81
2. 子ども・子育て会議委員名簿.....	82
3. 三木町子ども・子育て会議条例.....	83
4. 用語集	84
5. 家庭類型の分類	88
6. 三木町における幼稚園・保育所の入園者数の状況.....	90
7. コーホート要因法による人口推計表.....	91
8. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果	92

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成27年3月に「第1期三木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援する環境を整備することを目的に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を計画的に推進してきました。

こうした中、平成28年に保育の質の確保と子どもと保護者の利便性を図るため「仕事・子育て両立支援事業」の改正が行われことや、平成29年6月には待機児童、M字カーブ解消を目標とした「子育て安心プラン」が策定されたことなど、第1期計画期間中も子どもを取り巻く環境は変化を続けました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。また、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた三木町地域福祉計画や三木町障がい者プラン、三木まんてん健康プロジェクト2016等をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価及び進捗状況の点検を行い、必要に応じて中間見直しを行うものとします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議[※]の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「三木町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

※子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制。

(2) アンケート調査の実施

三木町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しました。

(4) パブリック・コメントの実施

令和元年12月25日から令和2年1月24日まで計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。そこで寄せられた意見を計画に反映しました。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等実施し、基本目標ごとに設定した評価指標に基づき、三木町子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

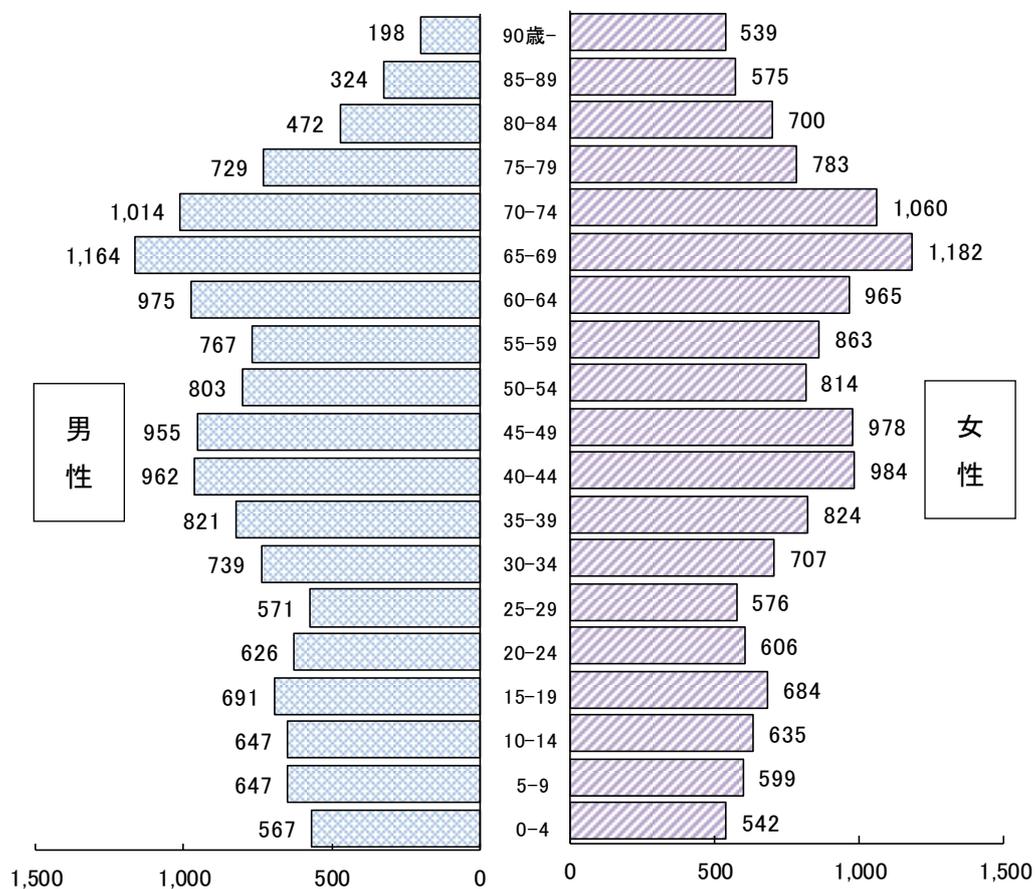
第2章 統計からみる、三木町の現状

1. 人口等の動向

(1) 総人口

本町の平成31年4月1日現在の総人口は男性13,672人、女性14,616人の計28,288人です。40歳～49歳と60歳～74歳が多くなっていますが、25-29歳以下は他の年齢階層と比べて少なくなっています。

図表1 人口ピラミッド



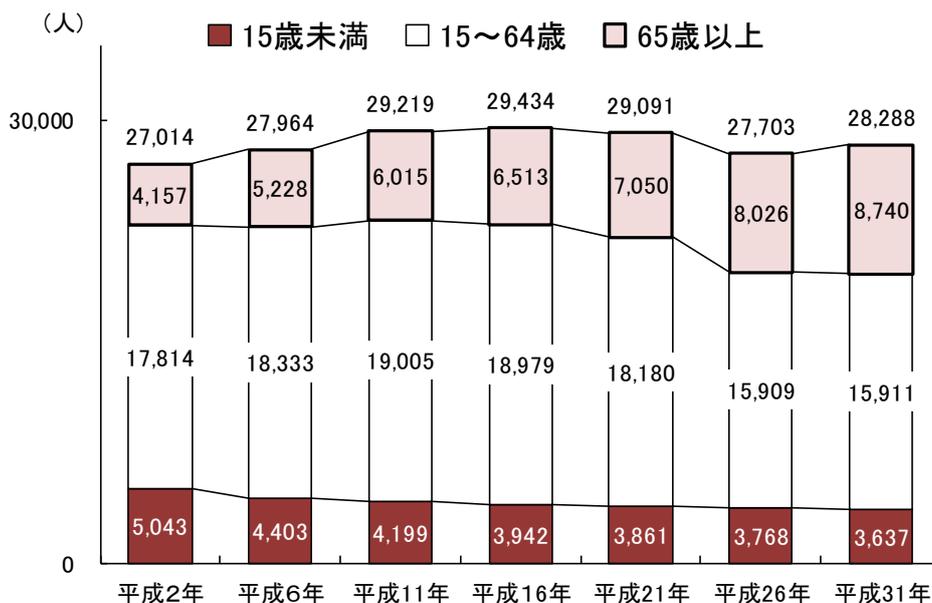
平成31年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口及び割合の推移

人口の推移をみると、平成16年をピークに人口減少が始まるも、平成31年は再び増加しています。15歳未満の人口はなだらかに減少していますが、65歳以上の人口は大きく増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

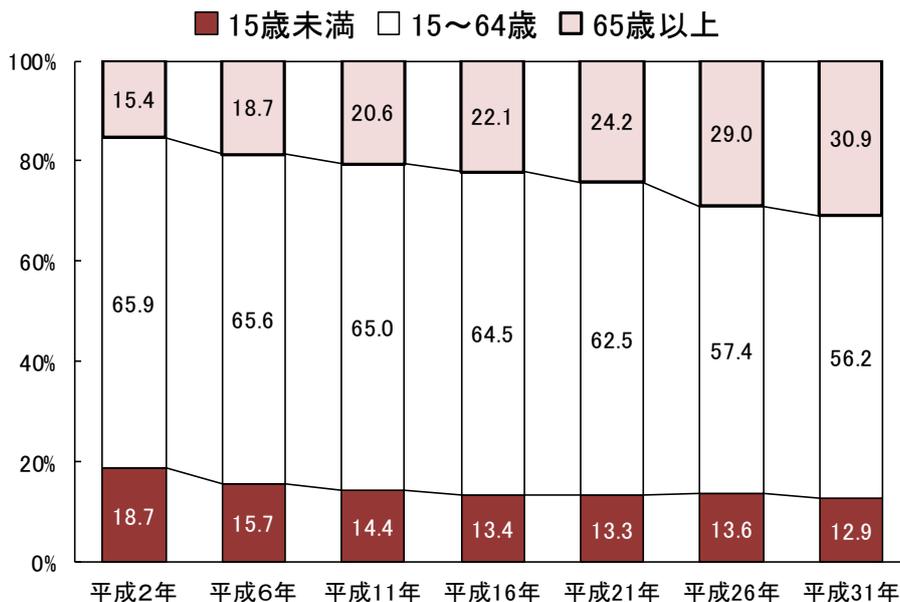
図表2 年齢3区分人口の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

図表3 年齢3区分割合の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

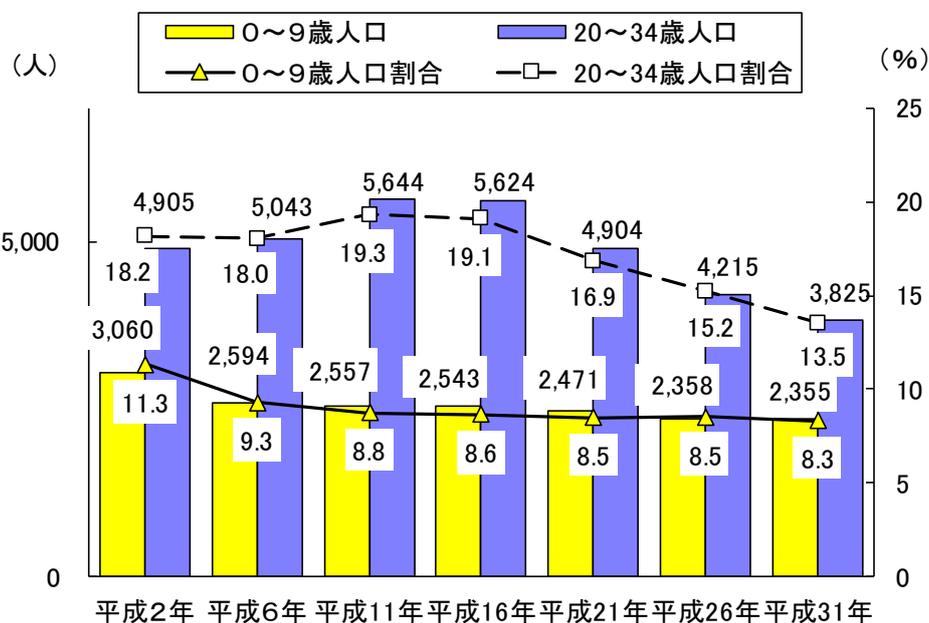
(3) 0～9歳人口と20～34歳人口の推移

少子化の指標の一つとして0～9歳人口の推移を見ると、平成2年に3,060人であったのが一貫して減少し、平成31年には2,355人と29年間で23.0%減少し、平成31年の総人口に占める比率は8.3%となっています。

一方、結婚適齢期といえる20～34歳の人口の推移を見ると、平成11年に5,644人とピークをむかえました。以降減少傾向に入り、平成31年には3,825人と20年間で32.2%減少しています。また、総人口に占める比率も19.3%から13.5%と大きく減少しています。

一般に、子どもの数は、結婚適齢人口の多寡に少なからず影響を受けるといわれています。結婚適齢人口の減少に加え、晩婚化傾向等もあいまって少子化が徐々に進んでいる様子が見て取れます。

図表4 0～9歳 / 20～34歳人口の推移



各年4月1日現在

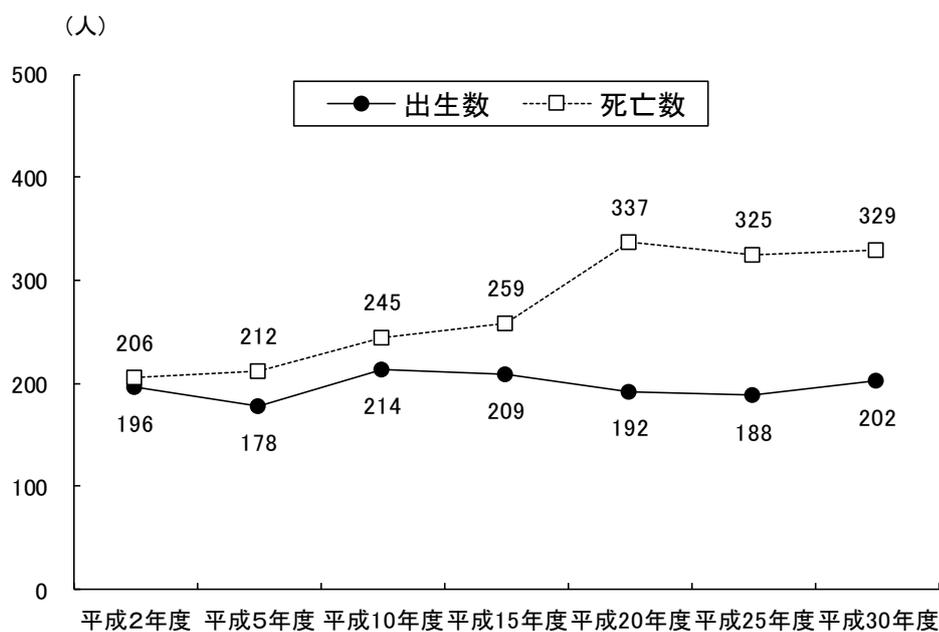
資料：住民基本台帳

2. 自然動態

(1) 出生数と死亡数の推移

平成2年からの推移をみると出生数はほぼ横ばいの傾向が続いています。一方、死亡数は増加傾向にありましたが平成20年以降は横ばいの傾向が続いています。本町では一貫して死亡数が出生数を上回っており、自然減となっています。

図表 5 出生数と死亡数の推移



各年4月1日現在

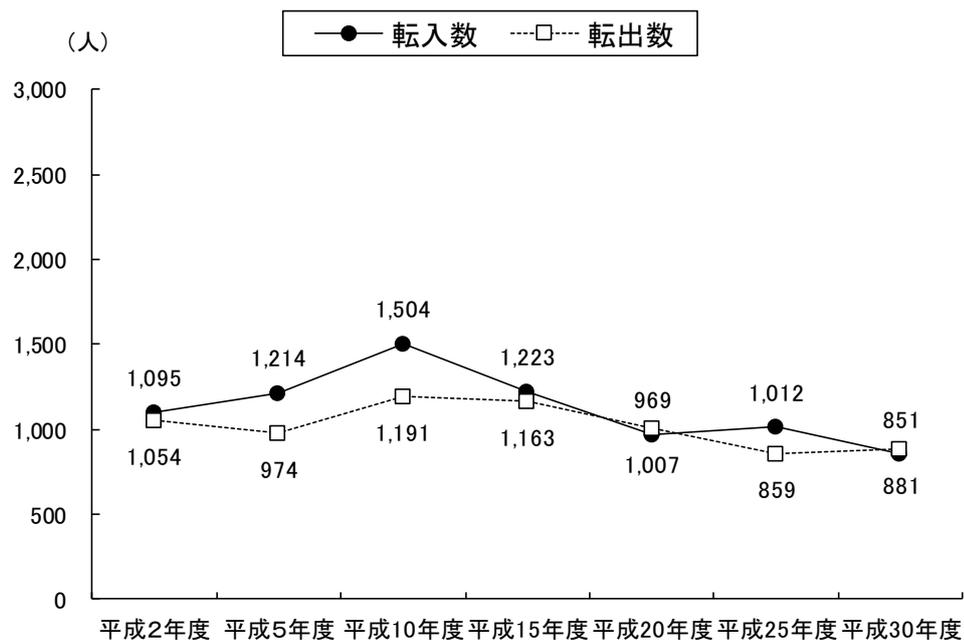
資料：住民基本台帳

3. 社会動態

(1) 転入数と転出数の推移

平成10年までは転入数が転出数を上回る社会増の傾向にありましたが、平成15年以降は平成25年を除いて転入数と転出数がほぼ同数となっています。

図表6 転入数と転出数の推移



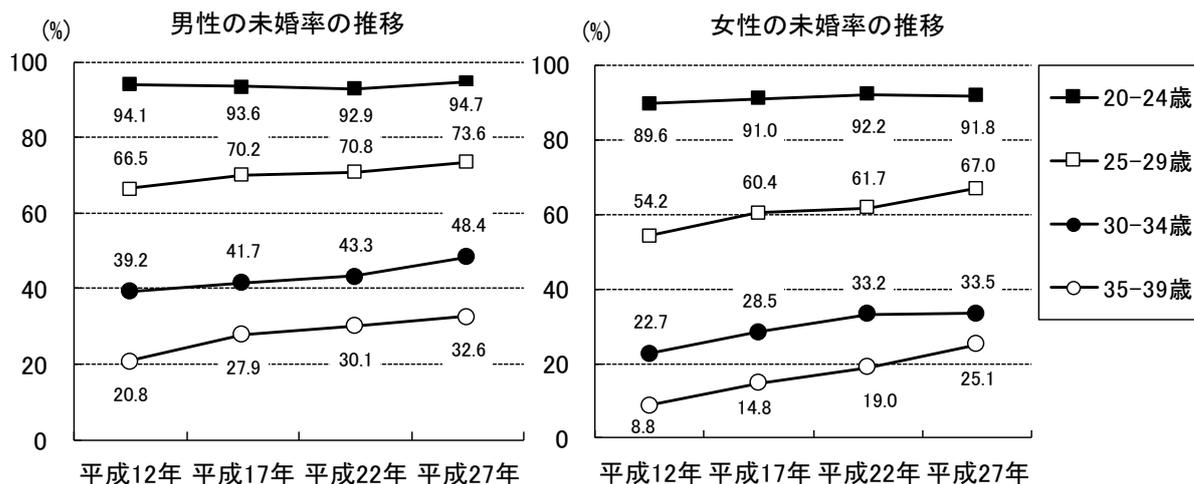
各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

4. 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、20～24歳の男性、女性を除く全ての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、女性の25歳から29歳と35歳から39歳の未婚率の上昇が大きく、本町においても、いわゆる女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 7 未婚率の推移



各年 10月1日現在

資料：国勢調査

5. ひとり親世帯について

本町のひとり親世帯は、母子世帯が139世帯（1.3%）、父子世帯が20世帯（0.2%）となっており、香川県や全国の割合と比較すると、母子家庭は比較的割合は低くなっており、父子家庭は同様の傾向にあります。

図表 8 ひとり親世帯の世帯数

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
三木町	10,647世帯	139世帯	1.3%	20世帯	0.2%
香川県	397,602世帯	6,396世帯	1.6%	750世帯	0.2%
全国	53,331,797世帯	754,724世帯	1.4%	84,003世帯	0.2%

平成27年10月1日現在

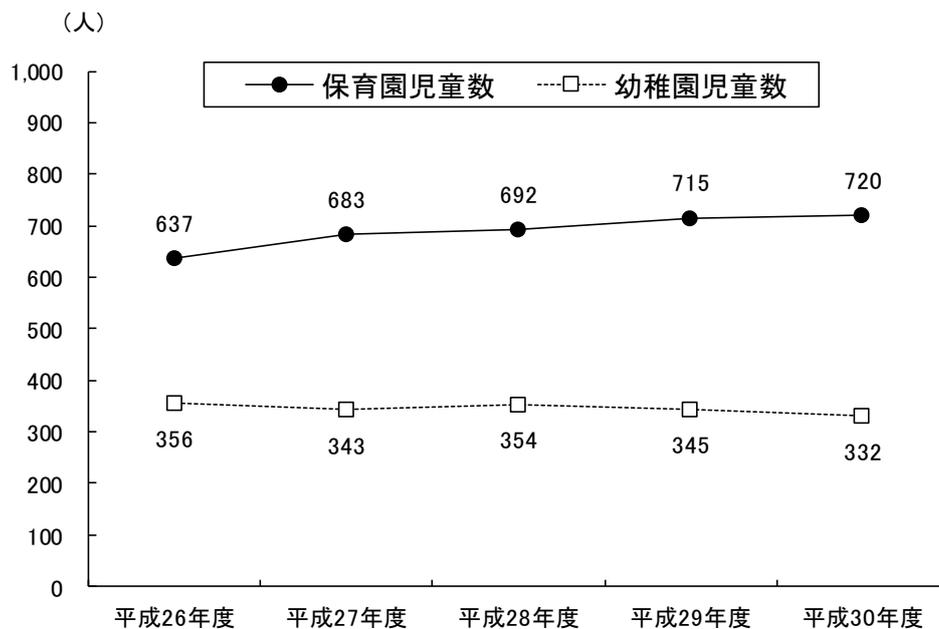
資料：国勢調査

※ひとり親世帯とは、未婚・死別又は離別の女（男）親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯のこと

6. 幼稚園・保育所児童数の推移

幼稚園の児童数を見てみると、ほぼ横ばい傾向が続いています。一方、保育園児童数は一貫して増加傾向にあります。

図表 9 幼稚園・保育所児童数の推移



各年4月1日現在

資料：三木町

第3章 第1期計画の主な取組状況

本町はこれまで、様々な子育て施策に取り組んでまいりました。出産から子育てまで、多種多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子どもを産み、安心して子育てできる環境づくりに努めてきました。

1. 妊娠～出産期

(1) ママカフェ

「ママが少しでも子育てが楽になるお手伝いがしたい」という想いで、助産師又は保健師等が、生後8か月未満のお子さんとママ、妊婦さんを対象に開催する相談・憩いの場所を提供しています。

(2) 産後ケア

産後は、お母さんの体力が回復しないままに、赤ちゃんのお世話が始まり、心や体が不安定になることがあります。

このような時期に、お母さんやご家族が自信とゆとりをもって赤ちゃんとの生活が送れるよう、三木町住民で、出産後6か月未満の産婦とお子さんを対象に助産師から赤ちゃんのお世話や授乳について教わる等のケアを受けることができます。

2. 乳幼児～就学前期

(1) 病児・病後児保育

児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育等が困難で、保護者が保育をできない場合に、三木町では、医療法人社団 讃陽堂 松原病院と医療法人社団 すくすくの会に委託を行い、三木町内に居住する生後6か月から小学校6年生までのお子さんをお預かりする事業を行っています。

(2) 乳幼児一時預かり事業

保護者が病気、冠婚葬祭、就職活動、リフレッシュしたいときなどのほか、家族の入院、通院、介護などの緊急時に一時的にお子さんを預かる事業を行っています。

(3) 子育てホームヘルプサービス

一時的に手助けが必要な三木町に住所がある妊婦さんや3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣して家事援助を行っています。

3. 就学期

(1) 子育て支援医療費助成

三木町に住民票を有する中学生までのお子さんを対象に、健康保険診療による自己負担分を助成しています。

(2) 第2子以降の学校給食費助成

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、18歳を上限として第2子以降に該当する町立小中学校の児童及び生徒に対して、10月から3月に支払うべき学校給食費を、全額助成しています。

(3) 第2子以降の児童クラブ利用料助成

世帯で第2子以降のお子さんを対象に、第2子以降の児童に係る利用料を半額助成しています。

(4) 放課後児童クラブの6年生までの受け入れ

放課後児童クラブの受け入れは、本町においては、ひとり親家庭や共働き家庭の負担を軽減させるため、6年生までのすべての児童を受け入れています。

第4章 ニーズ調査

1. ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

(2) 調査の対象

就学前児童の保護者	本町在住の就学前児童全員（悉皆調査※）
小学生の保護者	本町在住の小学生全員（悉皆調査※）

※悉皆調査…調査対象の全てを調査すること

(3) 調査の方法

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
	幼稚園・保育所を通じた配付・回収
小学生の保護者	小学校を通じた配付・回収

(4) 調査の期間

平成31年3月1日～平成31年3月11日

(5) 回収の結果

	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,518件	1,197件	78.9%
小学生の保護者	1,514件	1,380件	91.1%
計	3,032件	2,577件	85.0%

2. ニーズ調査の結果

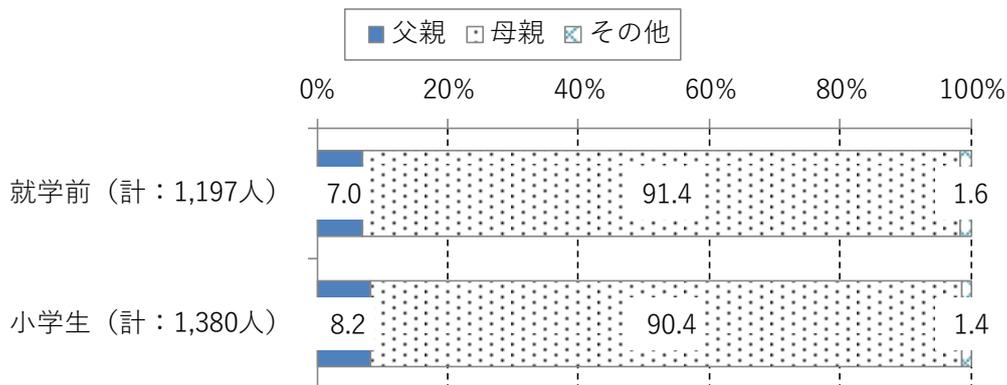
(1) 家族の状況

本調査に回答した方の9割以上が母親となっています。また、配偶者のいない家庭は就学前児童で5.6%、小学生で12.0%となっています。子育てを主に行っているのは「父母ともに」と回答した保護者が就学前児童51.0%、小学生45.0%となっている一方、「主に母親」と回答した保護者は就学前児童45.9%、小学生51.0%、「主に父親」と回答した保護者は就学前児童0.4%、小学生1.1%となっています。

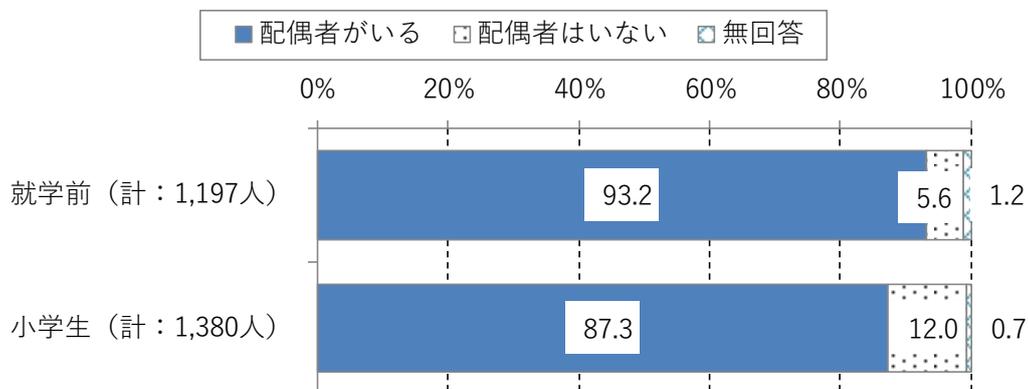
これらのことから分かりますとおり、男女共同参画意識の拡がりに伴い、男性が子育てに参画しつつある状況がみられるものの、依然として、母親が子育てを担っている現状がみてとれます。

緊急時に子どもを見てもらえる人として、祖父母などの親族を挙げる人が多いものの、子どもを見てもらえる人がいない家庭も1割近く存在しており、ひとり親である場合だけではなく、母親がひとりで子育てをする場合でも、周囲に相談できる親族や友人がいない等の要因が重なることで、たちまち地域で孤立してしまうおそれがあることが分かります。

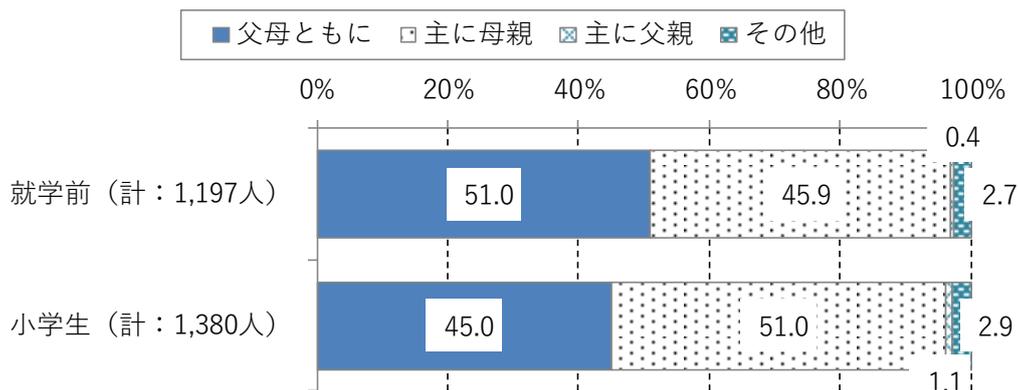
図表 10 本調査の回答者



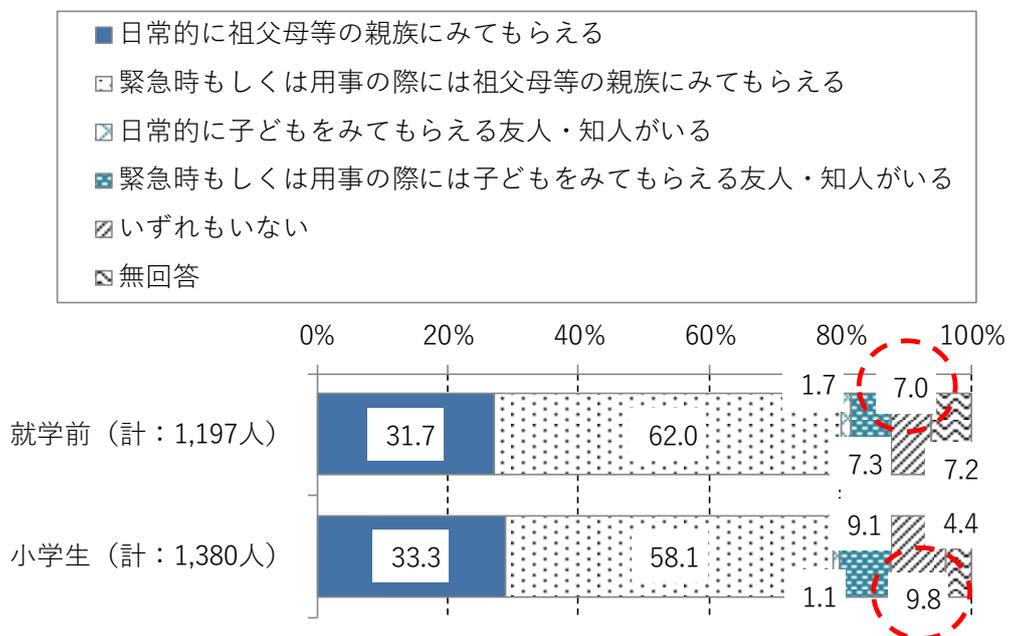
図表 11 配偶者の有無



図表 12 子育てを主に行っている人



図表 13 日頃、お子さんを見てもらえる親戚・友人の有無

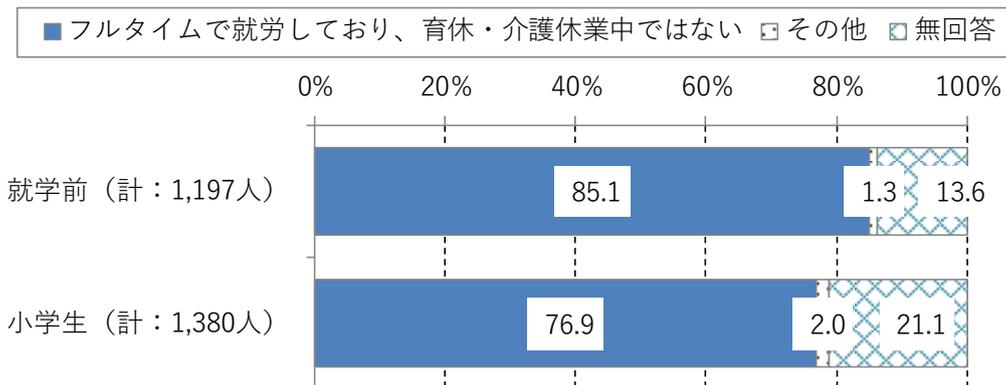


(2) 保護者の就労状況

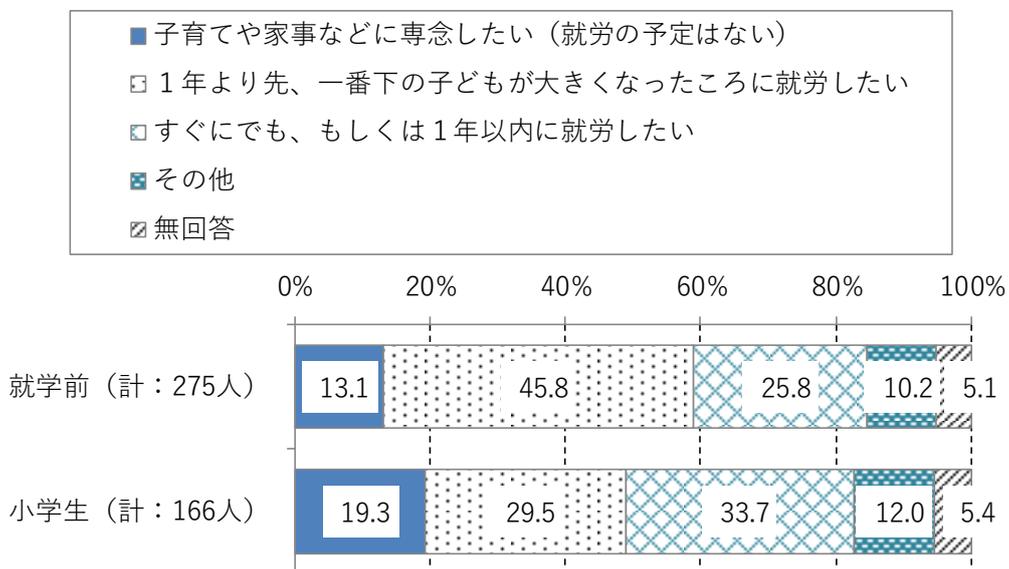
父親の約8割はフルタイム勤務となっています。

働いていない母親の就労意向を見ると、就学前児童の母親の25.8%、小学生の母親の33.7%が、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しており、希望する就労形態は就学前児童の母親の約8割、小学生の母親の約7割が「パート・アルバイト」と回答しています。

図表 14 父親の就労形態



図表 15 就労していない母親の就労意向

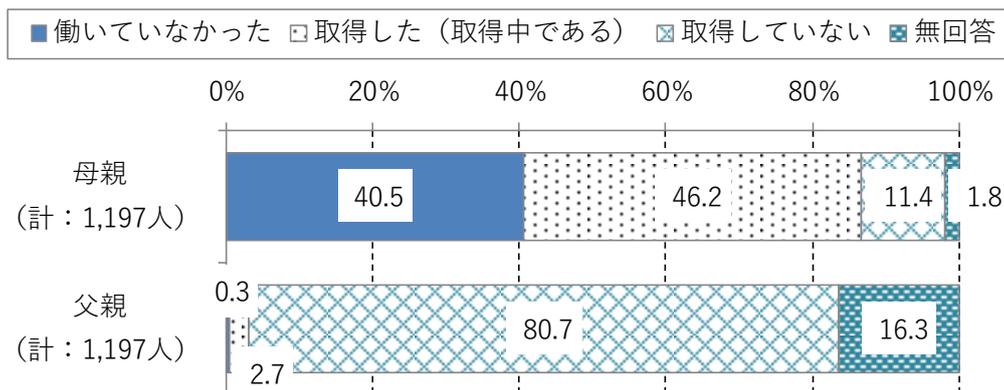


(3) 育児休業など職場の両立支援制度

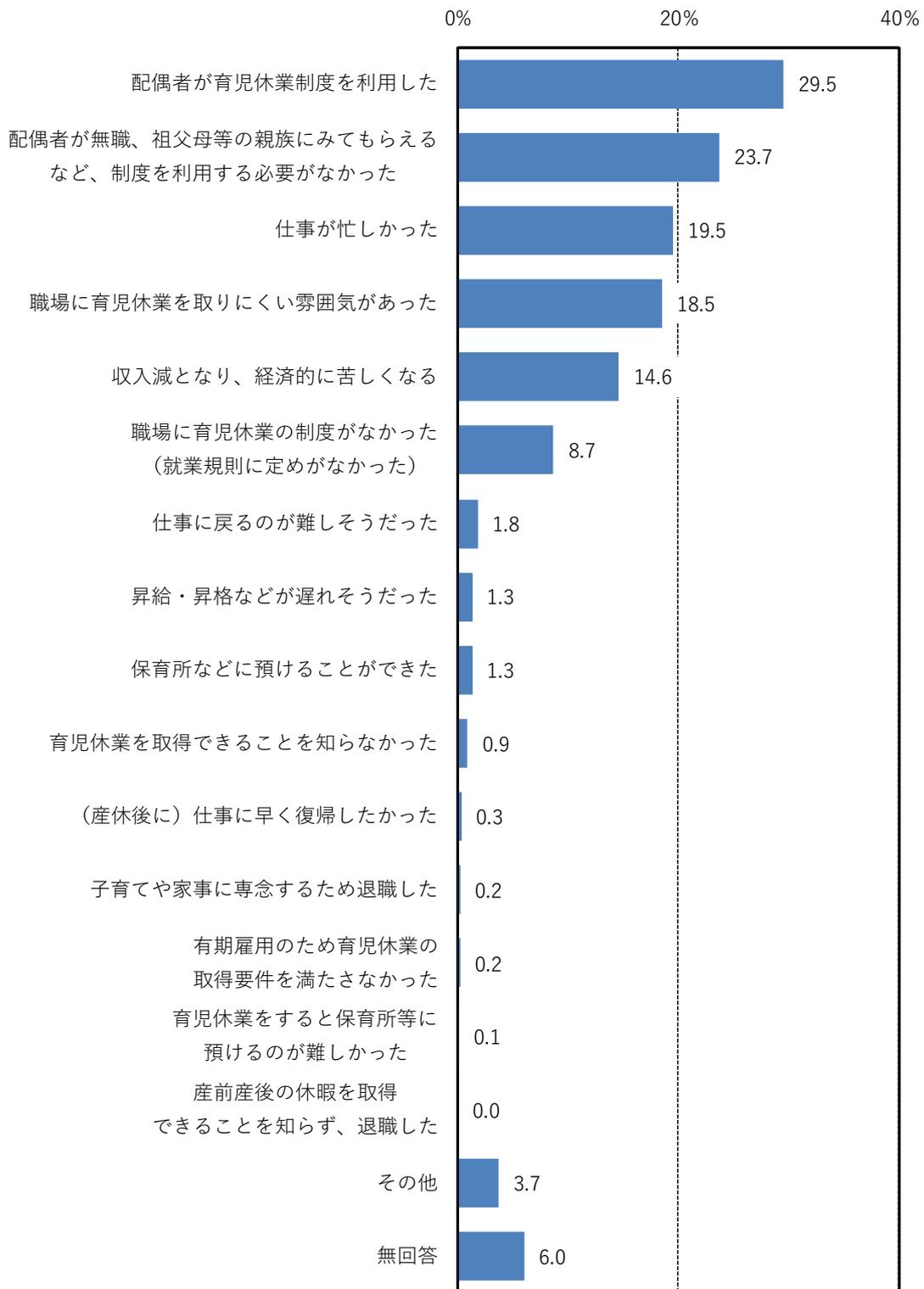
育児休業制度を、就学前児童の母親の46.2%が取得したのに対して、父親は2.7%の取得に留まっており、圧倒的に低くなっています。

父親の育児休業の利用率が低い背景には、職場に育児休業に対する理解が浸透していないことや、育児休業することで収入が減少してしまうことなどが考えられます。

図表 16 育児休業利用率（就学前児童）



図表 17 育児休業や短時間勤務制度を取得しなかった理由（父親）

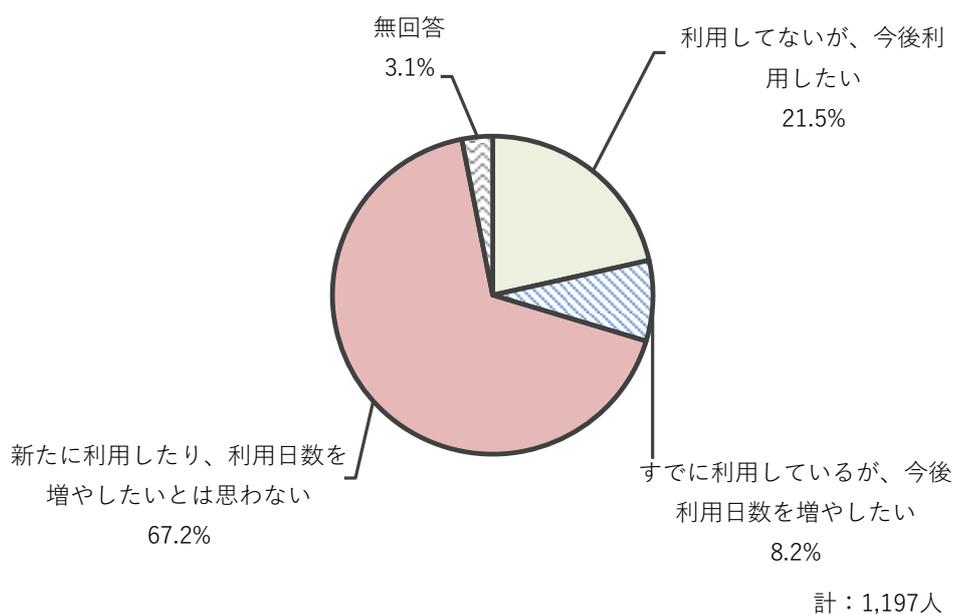


計：966人

(4) 地域子育て支援センター及び子育て支援サービスの利用状況

地域子育て支援センター（公民館などで実施している類似の活動を含む）について、今は利用していないが、できれば今後利用したいと回答した人の割合は21.5%、今後利用日数を増やしたいと回答した人の割合は8.2%となっており、合わせると就学前児童の保護者の29.7%が地域子育て支援センター等の新規利用（利用増）に意欲的であることが分かります。

図表 18 地域子育て支援センターの利用意向（就学前児童）

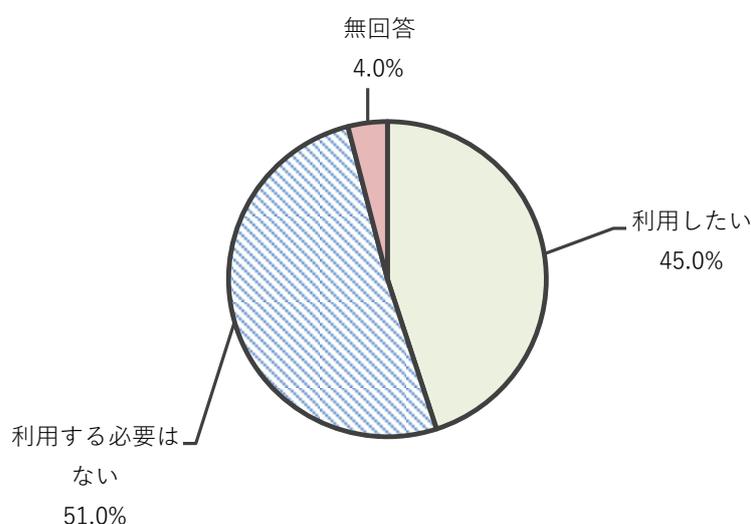


(5) 不定期の教育・保育施設や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

保護者の用事のために施設を利用したいと思う人の割合は、就学前児童の保護者では45.0%となっています。

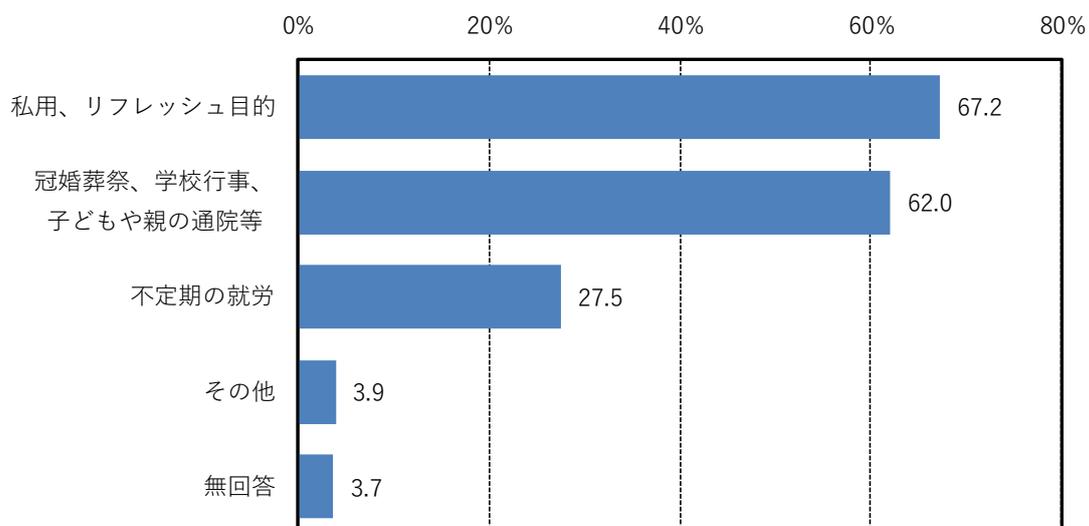
就学前児童の保護者の利用目的として、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が67.2%となっており、より時間的にひっ迫した状況である「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」（62.0%）以上に、レスパイト（育児に疲れた保護者が一時的に子どもを預けリフレッシュできるようにすること）のニーズが高いことが分かります。

図表 19 不定期の教育・保育施設の利用意向（就学前児童）



計：1,197人

図表 20 私用、親の通院、不定期の就労等の時の教育・保育施設の利用目的（就学前児童）



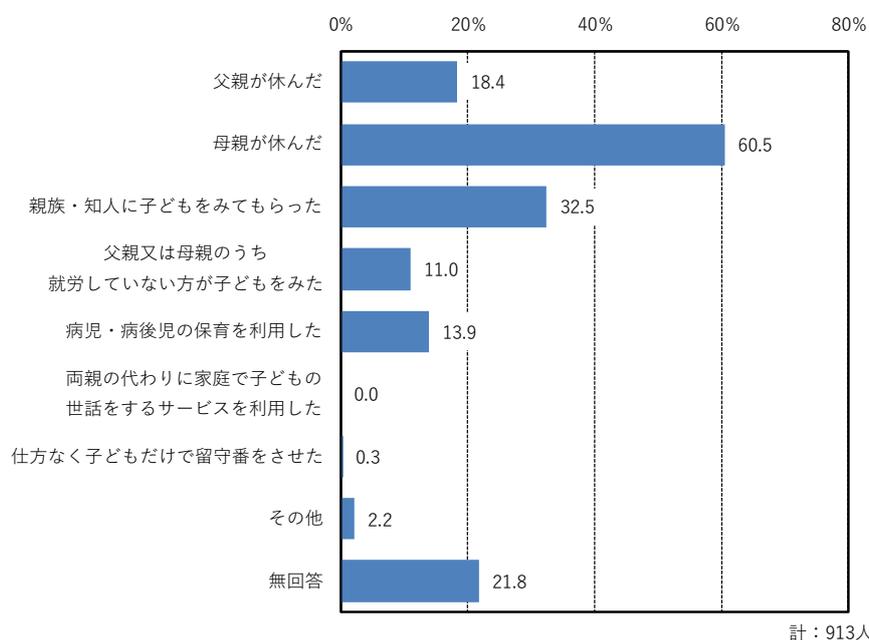
計：539人

(6) 病気の際の対応

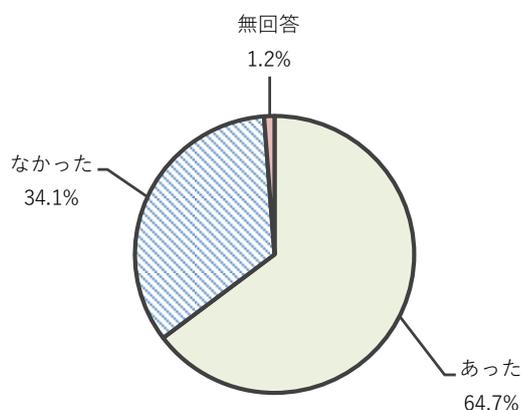
定期的な教育・保育の事業を利用している就学前児童で、この1年間にお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったと回答した人は全体から無回答を除いた78.2%でした。小学生で、1年間に病気やけがで学校などを休まなければならなかったと回答した人は64.7%でした。

病気やけがで学校等を休まなければならなかったときに「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人に、できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したいと思ったか尋ねたところ、就学前児童の45.1%、小学生の26.9%ができれば利用したいと回答しており、特に就学前児童で利用意向が高くなっています。

図表 21 病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応方法（就学前児童）

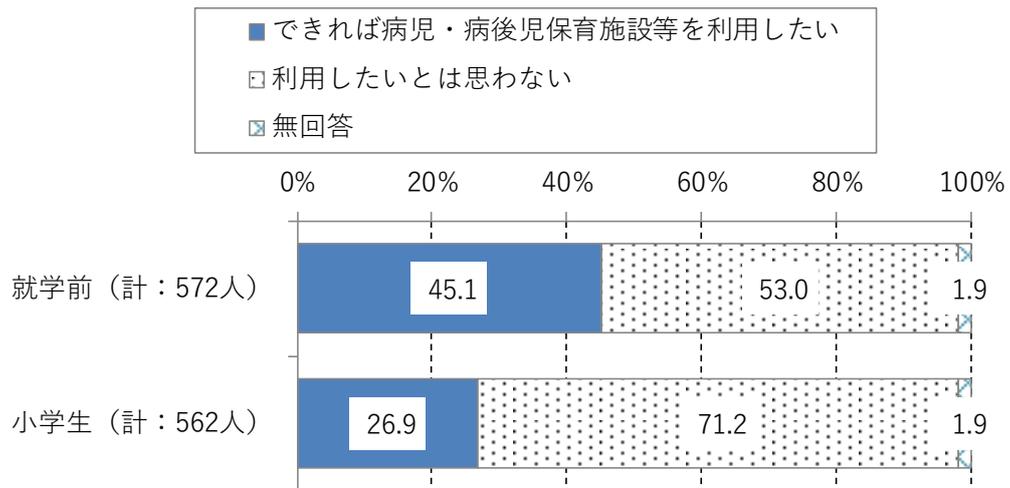


図表 22 お子さんが病気やケガで小学校へ行けなかったこと（小学生）



計：1,380人

図表 23 病児保育施設利用意向



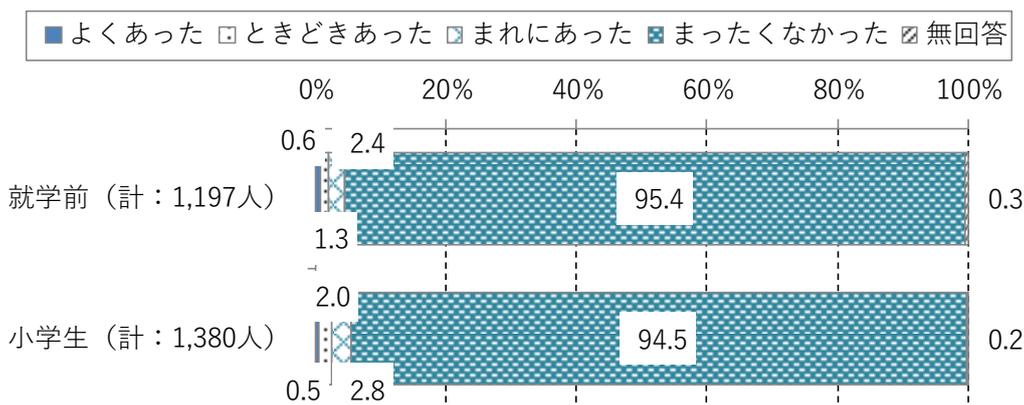
(7) 子育て世代の生活状況

生活が困窮しているという現状が子どもに及ぼす影響は少なくありません。

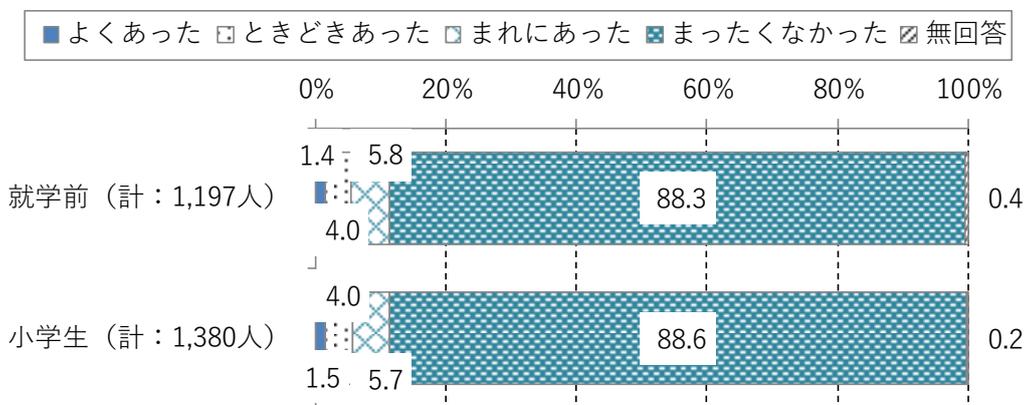
水道又は電気料金が払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答した方は少なからず生活に困窮していると考えられますが、様々な年収の世帯が水道又は電気料金が払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答していることから、「世帯年収」という視点のみならず、一人ひとりの子どもたちの状況に応じて、生活に困窮している世帯の子どもを早期に発見することが重要であると考えられます。

課題を抱える子どもを行政のみで発見することは困難と思われることから、社会全体で地域の子どもの気かけ、該当する子どもがいれば、早期に適切な窓口へとつなげていく仕組みが必要となってきます。

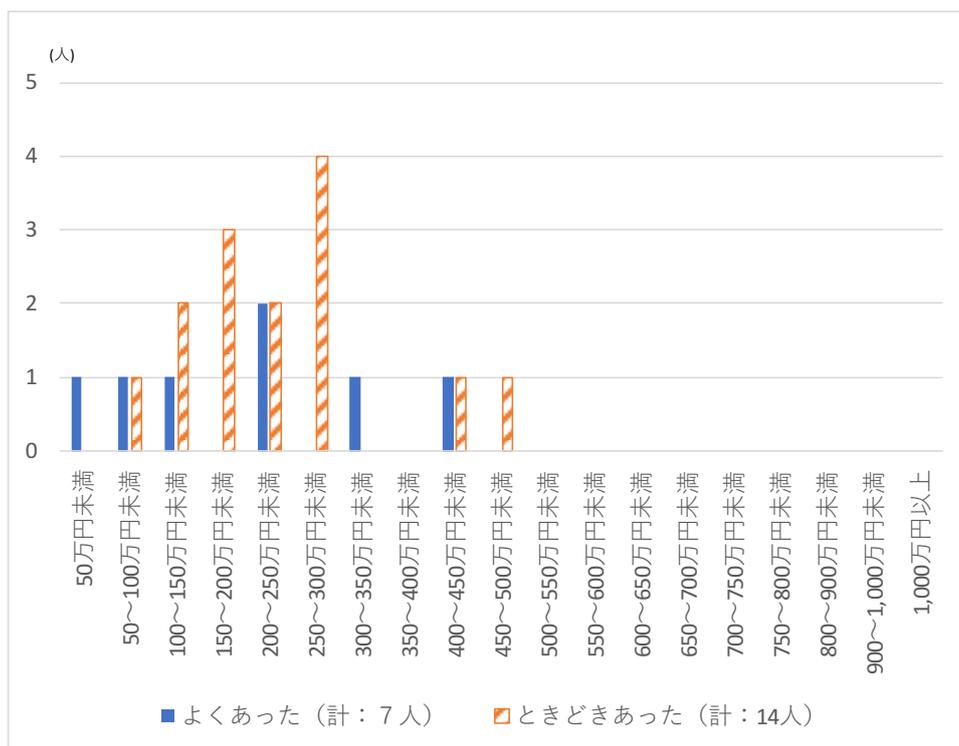
図表 24 過去1年の間に、お金が足りなくて、水道又は電気料金が払えないことがあったかの頻度



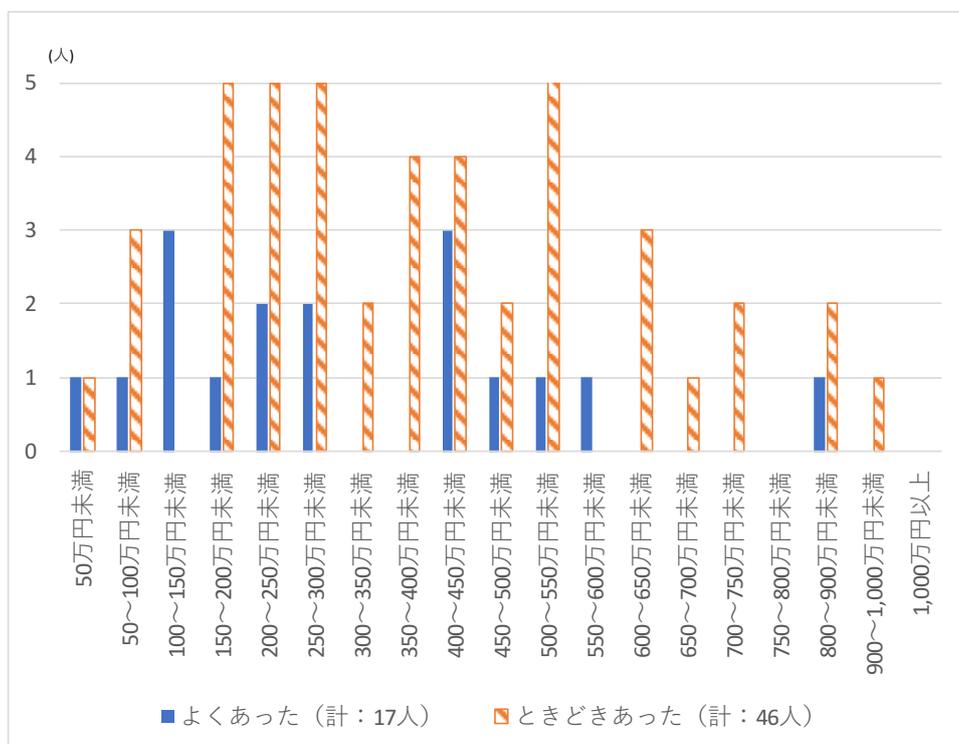
図表 25 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあったかの頻度



図表 26 過去1年の間に、お金が足りなくて、水道又は電気料金が払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答した方の世帯年収



図表 27 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答した方の世帯年収



3. 自由回答集

(1) 自由回答欄を設けた背景

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、子育て中の保護者にとって、孤独感や不安感の増大要因は多岐に渡っていることが想定されます。

アンケート調査は、子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことを目的として実施した経緯があり、基本的に、調査項目は国から示された調査票案に基づき設計されています。推計に必要な設問に紙面の多くを割いたため、調査票に回答いただく子育て中の保護者の負担感との兼ね合いの中で、保護者がどのようなことに不安を感じているのか、その不安感を少しでも和らげるためには、どのような取組が必要であるのかについて、より掘り下げのための設問が相対的に不足していることも否めません。

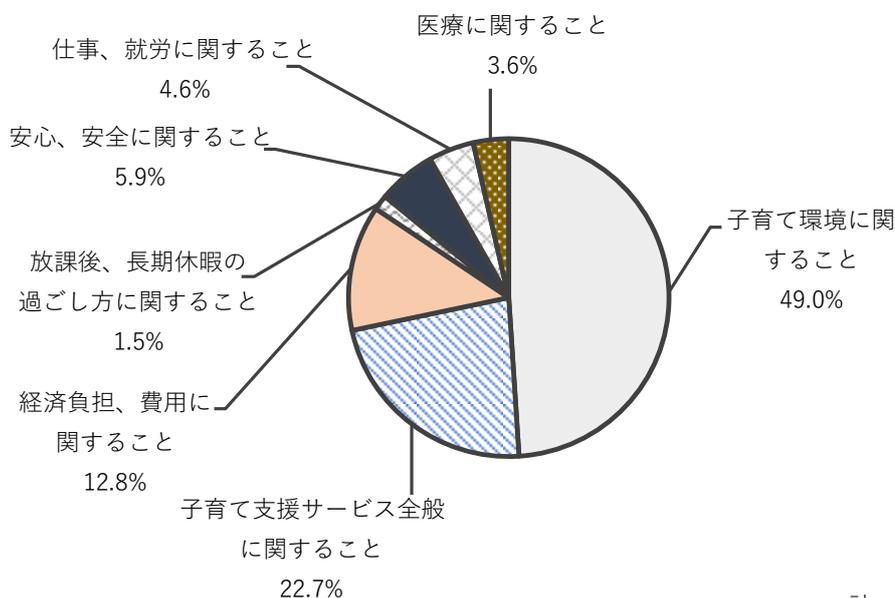
そこで、調査票の最終頁に自由記述欄を設け、子育て中の保護者が日常生活の中で感じる不安や生活上の諸課題、地域に向けた問題提起等を含め自由に記述していただくことで、これまで十分に把握しきれなかった諸課題や少数意見を見出すことを試みるとともに、課題が生まれる構造、背景を整理し、同時に、課題の解消に向けた取組の方向を探ることとしました。

(2) 自由回答の概要

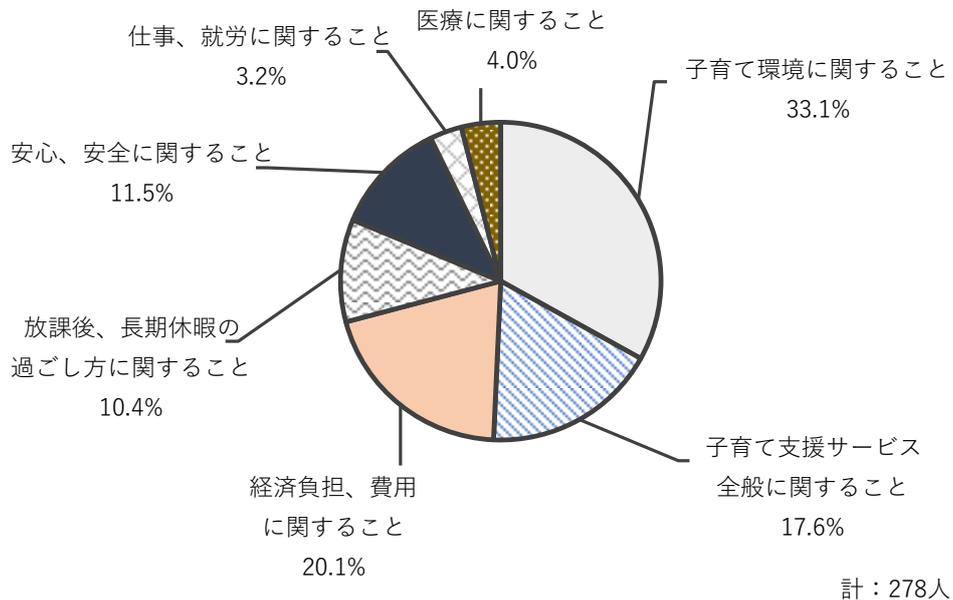
① 記述内容の課題分野

自由回答で寄せられた文章を分析し、課題分野の内訳を集計しました。

図表 28 自由回答文中における課題分野（就学前）



図表 29 自由回答文中における課題分野（小学生）



② 代表的な意見の抜粋

（子育て環境に関すること）

- ◇ 三木町にもこども園があれば嬉しい。
- ◇ 遊具、駐車場のある公園が少ない。公園で遊ばせるために町外に行かなければならない。
- ◇ 子どもが遊べる公園が身近な場所にほしい。サンサン館みき等大きな所でなくて良いので、利用しなくなった幼稚園の運動場の開放など、子どもと歩いて行ける所がほしい。
- ◇ もう少し幼稚園教育をしっかりしてほしい。今、保育園の方が教育に力を入れている気がします。もう少し小学校と合わせながら教育を取り入れた事をしてほしい。
- ◇ 子ども連れで安心して行けるカフェや食堂があったらいいと思う。子育て世代が集う場になると共にフルタイムで働く母親にとって休日等の家事軽減になると思う。
- ◇ 小学校で洋式トイレが少なく、和式トイレを知らない子どももいるので、洋式トイレを増やしてほしい。

● 第4章 ニーズ調査 ●

(子育て支援サービス全般に関すること)

- ◇ 幼稚園の預かり保育をもっと気軽に利用できるようにしてほしい。リフレッシュなどでも預けられるようにしてほしい。
- ◇ 幼稚園の預かり保育を利用する際に、手間な上にさらに手間が増えた。もう少し保護者の負担も考えて欲しい。
- ◇ 休日にも子育てを相談できる日を月に2、3回設けて欲しい。
- ◇ 警報が出た際に保育園が休園となり、どうしても外せない仕事があったため非常に困った。何等かの形で対応可能な場所があってほしい。
- ◇ 土曜の学童（児童クラブ）を毎週にして下さい。土日勤務の場合もあるので。絶対必要です。
- ◇ まんでがんふれあいホームの一時預かりを小学生（低学年）までに広げてほしい。低学年の一人での留守番は危険ですし、連れて行けない用事の時に、安心して預けられる場所があれば良いと思う。

(経済負担、費用に関すること)

- ◇ 児童手当の金額を3才から下げるのではなく小学校上がってから下げるようにしてほしい。
- ◇ 保育料を2人目から無料にしてほしい。
- ◇ 少子化問題や子どもを産めと言いますが、いざ産んでも手厚く支援して頂けるわけでもなく、すごく厳しい状況です。児童手当はありますが、子どもが3人いると足りません。1人産んでも3人産んでも長い目で見ると支援的にあまり差を感じません。もう少し子どもの多い家庭になんらかの支援を考えて欲しい。
- ◇ 保育所で毎月絵本を購入しているが保護者の負担が大きい。保育の一環で使用しているのかも知れないが、他の保護者の意見も聞いて購入を一度検討してほしい。
- ◇ 教育にかかる費用を抑えたい。児童クラブ代をもう少し安くしてほしい。
- ◇ 母子家庭は児童クラブの利用料を補助してもらえると有難いです。現在、利用したくても利用料が高いため利用できません。

(放課後、長期休暇の過ごし方に関すること)

- ◇ 働き始めたら長期の休み（夏休み等）に子どもを預けるところがなく困る。
- ◇ 放課後、子ども達同士が遊べる場がほしい。昔みたいにみんなで集まって遊ぶことがほとんどなくなって、かわいそうだと思う。
- ◇ 3月末まで学童保育を利用します。環境にも先生にも恵まれ、非常に助かりましたし感謝しております。4月より自転車通学になるため、やむを得ず申し込みを断念した次第です。自宅では姉だけでしたが、今年度より二人で私達両親を待つ事になりますので今よりは安心しておりますが、正直、学童にお世話になりたいと思います。
- ◇ 田中小学校は児童クラブの先生が優しく、子どものことを質問してもよく分かってくれていて、安心して預ける事ができ助かっています。子どもも児童クラブが好きみたいです。ゲームを禁止している点もとても良いと思います。他の学年の子達とも仲良く遊んでいるようですのでこのままの環境が続いてほしい。
- ◇ 放課後の子ども教室はすごくいいと思います。子どもが宿題など分からない時はすぐに聞けるから良いと言って喜んで参加出来ています。

(安心、安全に関すること)

- ◇ 施設の老朽化に安全面も含めてきちんと対処してほしい。
- ◇ 自然はあるが親が安心して子どもを遊ばせることができる公園や場所がもっとほしい。
- ◇ 野犬などが多く、小さい子供がいるため不安。対策強化を願う。用水路やため池には入れないように整備をしてほしい。
- ◇ 小学校や保育所周辺の道路の交通量が多く、スピードを出す車が多いように思う。子ども達が安全に登下校できる環境にしてほしい。
- ◇ 特に低学年の時は下校の際、不安でしたがしっかり見守り隊の方がついて下さったので安心して下校することができました。今後も続けて頂きたいです。水路が多いため、よそ見をして落ちてしまった事があった。不注意なので前を向いて歩けば良いのですが、ガードレールなど対策があればと思います。

● 第4章 ニーズ調査 ●

(仕事, 就労に関すること)

- ◇ 仕事をしている土日祝日も有休をとることが多くなり、有休もなくなり減給。特に10連休となっても仕事は普通にあるので、また有休を取らなければならない、とても肩身の狭い思いもあります。祝日でも土日でも通っている幼稚園がお金を出してもいいので預かりをしてくれればとても助かります。
- ◇ 子どもを抱えて仕事をする生活がどんなものなのか、初めは想像がつかず、復帰するまで生活スタイルが思い描けないでいました。仕事にどれくらい時間を割けば自分が体を壊すほどの負担なく毎日をおくれるか、選択肢をふやすため、心構え(心の持ちよう)を築くため、多くの先輩ママさんの事例を知る事ができたら良いと思います。
- ◇ お盆や土曜に保育所に預けるのに、うちだけのために先生を配置してもらっているので申し訳ない気持ちになるが、仕事の都合上、保育をお願いしている。仕事を休み過ぎると注意されるし悩む。
- ◇ 育休を取得する時に職場に迷惑をかけると思い、退職願いを出したが受理されなかった。育休を取得する策はあるが、職場をバックアップする策がない(正規職員がいない、少ない)ため、とても申し訳ない気持ちになる。復職後も時短を希望したいが申し訳なさを感じる。職場そのものをサポートすることも必要だと思う。
- ◇ 台風で学校や学童をすぐに休みにされるのは困ります。仕事は台風でもあるので急に言われても対応に困る。もう少し状況を見て判断してほしい。晴れていても警報が出ていれば休みというのはありえない。職場の長に言いにくい。

(医療に関すること)

- ◇ 子どもの体調が悪いと仕事を何日も休まないといけないが、仕事も休みにくいので病児保育施設を充実してほしい。
- ◇ 病児、病後児保育は融通が利かない。8時開所らしいが病気の子どもを連れ、1分前に到着したが、8時からですと言われ建物入り口の外で待たされた。また預かりを決定した時と違う症状が出た時に再度小児科の受診がないと預かってもらえないが、小児科以外がかかりつけ医の場合、保護者が休みを取らなければならず、共働きの家庭では負担になる。
- ◇ 三木町に小児科を増やしてほしい(土曜診療の)。病児保育の人数(定員)が少な過ぎるので増やしてほしい。産婦人科もできれば。母乳外来がなく困った。
- ◇ 中学卒業まで医療費が無料である等、大変助かっています。インフルエンザの予防接種も無料、または補助をして頂けると学級閉鎖などの流行を防ぐことができると思います。

第5章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

第1期計画期間中、保育の質の確保と子どもと保護者の利便性を図るため「仕事・子育て両立支援事業」の改正が行われたことや、待機児童、M字カーブ解消を目標とした「子育て安心プラン」が策定されたことなど、子どもを取り巻く環境は変化を続けています。

このような流れを受け、第2期三木町子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画によるこれまでの取組とその成果を尊重しつつも、子どもと子育て世代をめぐる諸課題を解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を新たな基本理念とし、様々な取組を進めてまいります。

第1期計画・基本理念

“まちづくりは人づくり”



第2期計画・基本理念

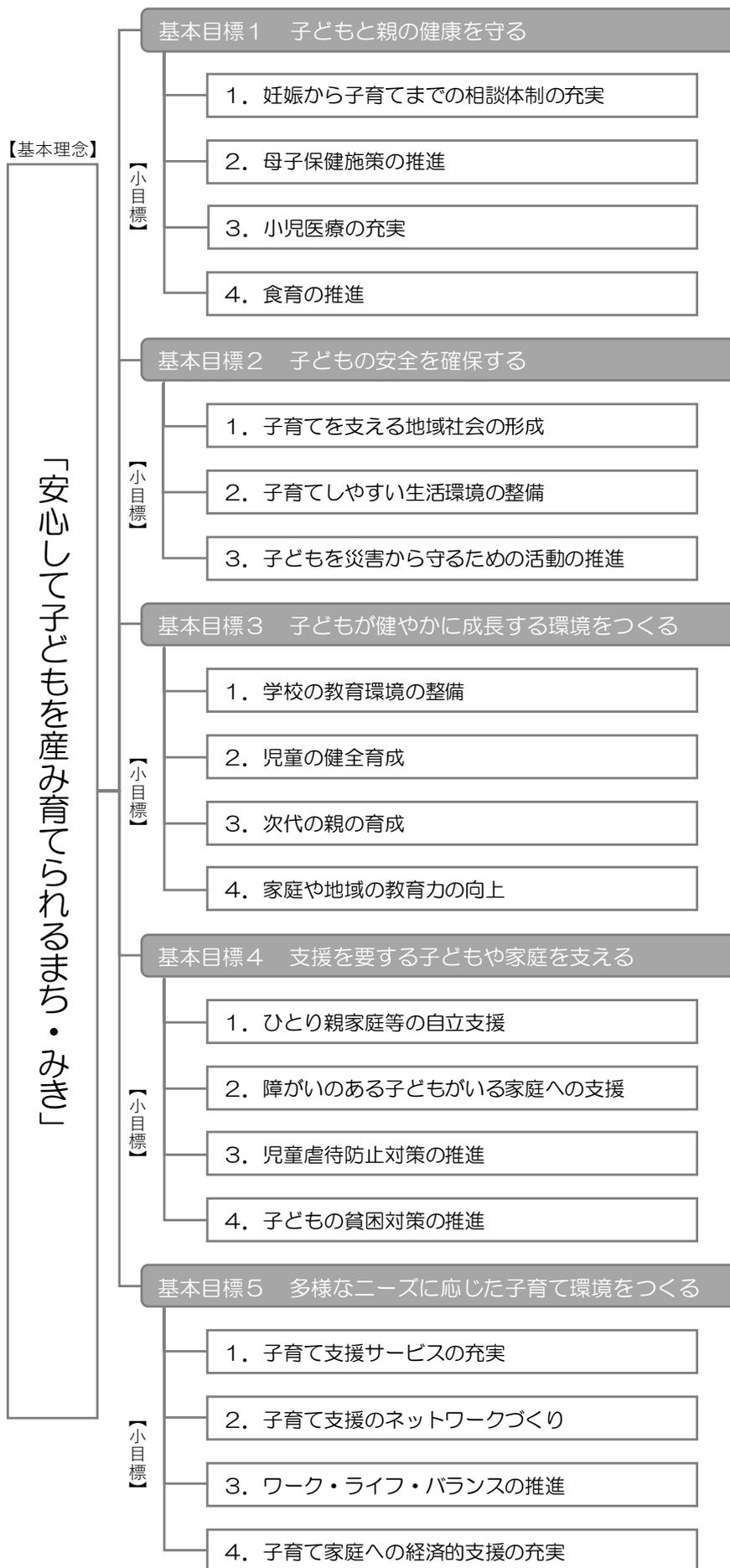
「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」

2. 計画の基本目標

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、三木町地域福祉計画と整合を図りつつ、以下に挙げる5項目の基本目標を掲げ計画を推進します。

- 基本目標1 子どもと親の健康を守る
- 基本目標2 子どもの安全を確保する
- 基本目標3 子どもが健やかに成長する環境をつくる
- 基本目標4 支援を要する子どもや家庭を支える
- 基本目標5 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

3. 計画の施策体系



第6章 基本目標ごとの取組

1. 子どもと親の健康を守る

母子保健は未来を担う子どもたちの生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。切れ目のない、妊産婦・乳幼児への保健医療サービスの提供、妊婦に対する妊娠・出産・育児の各専門家の相談受付体制、出産後の育児の相談体制など、引き続き安心して妊娠・出産できる環境の確保、整備を推進します。

(1) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

[現状と課題]

妊娠中の母体および胎児の健康と安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

妊娠から子育てまでの相談体制を一層充実することで、子どもと親の健康を守っていくことにつながります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
1 新規	子育て世代包括支援センター事業	利用者支援員（保健師）が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、一人ひとりの家庭の実状に合わせた支援プランを作成し、必要に応じて関係機関につなぐ等支援を行います	こども課
2	妊産婦訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児全戸訪問事業)	(妊婦・産婦訪問) ハイリスク妊産婦（望まない妊娠、高齢・若年妊婦等）、希望する妊産婦に訪問指導を行います (新生児・乳児家庭訪問) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児全戸訪問事業）として概ね4か月までの全乳児を対象に助産師または保健師が訪問指導を行います	こども課
3	妊婦相談	月1回、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等で妊娠・出産・育児に関する個別の相談を受けます	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

No.	事業名	取組内容	担当課
4	乳幼児相談	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による相談事業を毎月開催します 内容は、身長・体重・頭囲計測、保健・栄養・歯科指導等です 開催月によってはスキンタッチ教室や読み聞かせ等も行っています 愛育会「のびのび広場」では、子どもが安全に遊べるスペースを設置しています	こども課
5	両親学級	土曜日に、助産師・保健師・管理栄養士による両親学級を年3回（2回コース）開催します 妊娠・出産・赤ちゃんのお世話について健康教育を行っています	こども課
6	子ども相談	子ども女性相談センター児童福祉司による相談事業を年数回実施します 対象は、養育上支援の必要がある家庭、発達障がい等発達面に気がかりなことがある児、育児不安の強い保護者等です	こども課
7	すくすく相談	言語聴覚士が、子どもの発達や子育ての悩み等について、発達検査を行い、対応方法の助言を行います	こども課
8	巡回相談	言語聴覚士及び保健師が町内保育所等を巡回し、児の集団生活での困りごとに対して助言を行います	こども課

(2) 母子保健施策の推進

[現状と課題]

母性は、すべての児童が健やかに生まれ、かつ育てられるための基盤として、その尊重、保護が必要です。また、乳幼児については、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康の保持増進がなされる必要があります。安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない母子保健施策を推進していく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
9	母子健康手帳及び母子保健ガイドブック交付	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康及び母子保健ガイドブックを交付し、保健指導を行います	こども課
10	妊婦一般健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊婦一般健診受診票（14回分）を交付します	こども課
11	妊婦歯科健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊婦歯科健診受診票（2回分）を交付します	こども課
12 新規	産婦健康診査	産後2週間及び1か月の時期に産婦健診を実施します	こども課
13	新生児聴覚スクリーニング検査	生後3か月以内の乳児を対象に、新生児聴覚スクリーニングを実施します	こども課
14	乳幼児健康診査 (個別健診) 乳児個別健康診査 (集団健診) 3か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 5歳児健康診査	(個別健診) 1歳までの乳児を対象に乳児健診受診票（2回分）を交付し、費用を公費助成します (集団健診) 対象児の年齢、発達段階に応じた検査、診察、保健指導等を実施します 健診結果により、訪問、各種相談、医療機関・療育機関紹介等を行います	こども課
15	予防接種	対象者へ、個別に予診票を郵送し、案内します。接種方法はすべて医療機関での個別接種です（契約医療機関であれば、県内で接種可能）	住民健康課 こども課

(3) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのためには、小児医療の存在は必要不可欠です。小児医療体制の充実を働きかけていくとともに、子育て家庭へ情報提供を行っていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
16	乳幼児医療費助成事業 (子育て支援医療費助成事業)	15歳に達した最初の3月31日までの間の子ども(4月1日生まれは前月の末までの属する月の末まで)に対する医療費を助成します 平成25年8月の町改正により6歳から15歳に医療助成を拡大しました	こども課

(4) 食育の推進

[現状と課題]

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着を図っていくことが大切です。食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりの体験活動等を進めていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
17	栄養相談（乳幼児）	乳幼児相談に来られた方を対象に管理栄養士が栄養相談を行います	住民健康課 こども課
18	離乳食講習会	乳幼児相談開催時に、離乳食についての講習を実施します	住民健康課 こども課
19	三木町食生活改善推進協議会による食育	3歳児・5歳児健診受診者や保護者に対して、食育パンフレット等を配布し、朝ごはんや野菜の摂取について声かけを行います	住民健康課 こども課

2. 子どもの安全を確保する

交通事故や、子どもが犯罪に巻き込まれる事件、突然発生する自然災害など、子どもにまつわる危険は多様です。子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもをさまざまな危険から守るための活動が重要となっています。警察をはじめとする関係機関・団体及び地域が一丸となって協力し安全体制・防犯体制・防災体制の環境整備を推進します。

(1) 子育てを支える地域社会の形成

[現状と課題]

少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少しています。そのことで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという住民も増えてきているようです。

核家族化が進行している現状にあるからこそ、地域と子どもの関わりが一層重要となってきます。

行政としても、地域がどのように子育て中の親子に寄り添えば良いのかを伝えるなど、あらゆる機会を通じて啓発に取り組むことで、地域が赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を認めることができるような、おおらかなまちをつくっていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
20	不審者対策 (1) 校区見守り隊による登下校時の見守り (2) 青色防犯パトロール車による下校時のパトロール (3) 育成補導員による定期的な巡視	不審者対応の冊子「元気キッズの安心宣言ー犯罪から身を守ろうー」を小学校の新生に配布します 「子どもSOS」の家、「移動子どもSOS」等の運動を推進します 青色防犯パトロール車によるパトロールと広報活動を実施します	少年育成センター
21	青少年の健全育成活動 (1) 補導活動 (2) 相談活動 (3) 広報啓発活動	子ども達の健全育成のため関係行政機関及び関係団体等と連携し、総合的な健全活動に努めます 特に、「大人が変われば子どもも変わる運動」の一環として「あいさつ・声かけ運動」を中心に育成補導活動に取り組めます	少年育成センター

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

No.	事業名	取組内容	担当課
22	交通安全教室	交通マナーの徹底を図ります	総務課
23	育成補導 (1)校区别育成補導 (2)夜間育成補導 (3)イベント補導 (4)県下一斉補導 (5)通学列車補導 (6)特別補導 (7)子ども安全パトロール	各種団体・関係機関と連携を図り、効果的に補導活動を行います	少年育成センター

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

[現状と課題]

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず、安心して子どもだけで外出させることが難しくなっています。安全で安心な子育て環境は、保護者にとって非常に関心が高いと考えられることから、防犯活動を進め、子育てしやすい生活環境を整備していく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
24	歩道整備	児童・生徒の安全確保のため、主に通学路歩道の確保を行います	土木建設課
25	環境整備 (1)カーブミラーの整備 (2)防犯灯・防犯カメラの整備 (3)子どもの公園	交通事故防止のため、町道の交差点やカーブの見通しのよくない箇所の整備を図ります 防犯灯や防犯カメラの適切な場所への設置の推進及び管理を行います 子どもたちが安心・安全に遊べる公園の新設・既存施設の改修及び管理を行います	土木建設課 総務課 こども課

(3) 子どもを災害から守るための活動の推進

[現状と課題]

近年、各地で発生する大規模な災害を見聞きするなかで、子育て中の保護者の災害に対する不安感は増大しています。

一方で、災害に対して大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えをしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない保護者もいます。災害によって危険な状況におかれても自らの命は自らで守り、適切な避難行動をとることができるよう、平時から災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
26	自主防災訓練	大規模災害を想定した避難訓練を行うことにより、地域における防災組織の活性化を図るとともに、防災意識の向上を図ります	総務課
27	地域のリーダー育成 (1)自主防災力レベルアップ講習会 (2)まんが防災トレーニング	様々な講習会をとおして、地域における防災力の向上を図ることにより、地域での子どもを守る体制を整えます	総務課

3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる

子どもが健やかに成長するためには、家庭、学校、地域など社会全体で子どもを支えていくことが重要です。子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

(1) 学校の教育環境の整備

[現状と課題]

学校施設は老朽化が進んでおり、また、耐震化、防災機能強化、多様化する教育活動への対応などの課題が山積しています。これらの諸課題に計画的かつ効果的に対応していく必要があります。子どもたちの安全確保はもちろんのこと、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

学校教育は、子どもの人間形成や、個性の伸長、社会性等の面でも重要な役割を担っています。また就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎となっています。個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけることが可能な環境を整備する必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
28	学校評議員制度 学校運営協議会制度	外部有識者による学校運営に関する助言を目的とした制度、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校づくり」を目的とする制度を実施します	教育総務課
29	学校施設の整備	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保するため、各施設の改修及び整備を行います。特に、各小中学校にICT（情報通信機器）環境の整備を推進します	教育総務課
30	幼小連携事業	幼・小間で交流・情報交換を行い、緊密な連携を図ります	教育総務課
31	特別支援講師等の配置	幼稚園において特別支援講師等の配置を行うことにより園生活の充実を図ります	教育総務課

(2) 児童の健全育成

[現状と課題]

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、子どもの心身の発達や社会性を育む土台となる重要な体験です。そして、学童期・思春期において、人間関係の広がりや多様な経験、他世代との交流、居場所の存在などは、子どもから大人へ成長する上で重要な要素です。

子どもが、放課後や週末、長期休日等において、学校、公民館等の教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、地域の様々な人達と交流できる居場所づくりを進めます。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
32	環境浄化活動	白ポストによる有害図書・ビデオ・DVD等の回収・廃棄処分。書店、量販店、コンビニ等への環境浄化の協力依頼。無人駅・公園・地下道等の環境整備のため、各種団体との連携及び推進を図ります	少年育成センター
33	教育支援センター	不登校児童の生活支援や保護者の相談等の活動を実施します	教育総務課
34	少年相談 相談者の来所及び電話での相談活動事業	毎週火曜日に相談日を開設し、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を行います	少年育成センター
35 新規	情報モラル啓発事業	ゲーム依存や有害サイト等に代表されるネットトラブル防止に対する意識を高めるため、啓発活動を実施します	少年育成センター

(3) 次代の親の育成

[現状と課題]

乳幼児と触れ合ったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人の増加が指摘されています。このため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進することが求められています。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対し子育てに伴う喜びが実感されるよう意識啓発を積極的に行います。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
36 拡充	思春期性教育	三木中1年生及び3年生を対象に、保健体育の授業の一環として、保健師・助産師が性教育の授業を行います (内容) ・性感染症の実態とその予防 ・自分や周囲の人を大切にすること等 各小学校において、小学生を対象に、男女の体の違いや発達について説明をし、子ども達が自分自身の体と成長について知る機会として授業を行います	こども課
37	保育所地域活動事業 (異年齢児交流)	乳幼児と触れ合ったり、男女が協力したりすることの意義に関する教育や広報・啓発を推進します	こども課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

[現状と課題]

子どもを地域全体で育てるためには、学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高める必要があります。

地域や関係団体等が連携し、ボランティア活動やスポーツ活動、子ども会活動等の機会を通じて、子どもが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう支援します。公民館の社会教育施設を活用し、それぞれの子どもの発達段階に応じた学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
38	家庭教育学級 ブックスタート 家庭教育力再生事業	すくすくくらぶ（親子体験活動）を実施します 三木町に産まれた全ての赤ちゃんに本を渡すブックスタート事業を推進します 就学前や小学生の子どもを持つ保護者を対象として家庭教育に関する講演会を実施します 5歳児健診における生活習慣について親子面談を実施します	生涯学習課 こども課
39	交流・体験活動 (公民館活動事業)	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います	生涯学習課
40	子ども会活動	異年齢集団の中で、自然体験やものづくり（寺子屋キャンプ：高学年向け）、体力づくり（プチ逃走中：低学年向け）などを通し、子どもを健全に育む活動を推進します	生涯学習課
41	学校体育施設開放・スポーツ少年団育成 (三木町スポーツ少年団活動補助)	小・中学校施設（体育館及び運動場）を一般開放し、スポーツやレクリエーション活動を推進します	生涯学習課

4. 支援を要する子どもや家庭を支える

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つこと、児童虐待や子どもの貧困問題が、成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、地域全体で子どもや家庭の見守りを行えるよう推進していきます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

[現状と課題]

親は子どもを育てる責任を担い、子育てに喜びを感じながらいきいきとした生活を営み、子どもはその愛情の中で育つことが望まれます。しかし、近年、離婚の増加などでひとり親家庭が増加しています。親がひとりで子育てや生計を担っているひとり親家庭では、子どもの養育や就業面、経済面などで様々な困難に直面し、心身ともに負担が大きい傾向にあることから、ひとり親家庭等の自立を支援する各種取組を進めていく必要があるといえます。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
42	児童扶養手当制度	18歳（の年度末）までの子どもを養育している配偶者のいない男女等に手当を支給します	こども課
43	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び増進並びに生活の安定に寄与することを目的とし助成を行います	こども課

(2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

[現状と課題]

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

そのためには、公的サービスの充実もさることながら、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

本町においても、LD（学習症）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉スペクトラム症など、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる障がい種別が多様化、複雑化している状況にあります。それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
44	障がい児保育支援	障がい児の健全な発達を支援し、保育所における自立支援を行います	こども課
45	三木町立小中学校等バリアフリー計画	障がいの特性に応じた配慮を行い、誰もが教育を受けられる環境の整備に努めます	教育総務課
46	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、医療的管理下での支援が必要な障がい児には、医療型児童発達支援（児童発達支援及び治療を行うもの）を行います	福祉介護課
47	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います	福祉介護課
48	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います	福祉介護課
49	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助を行います	福祉介護課
50	障がい福祉サービス等	居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等の支援を行います	福祉介護課

(3) 児童虐待防止対策の推進

[現状と課題]

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。

一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、行政が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。

近年、児童虐待相談件数の増加により、児童家庭相談に応じることが市町村の義務として法律上明確にされました。虐待の未然防止、早期発見を中心に積極的な取組が求められています。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
51	三木町児童虐待防止ネットワーク事業	関係機関等と連携・情報共有を図るとともに、子どもの虐待の防止・早期発見に努めます（代表者会・実務者会・ケース会）	こども課
52	児童家庭相談員援助活動	一般的な子育て相談はもとより、児童虐待、障がい、生活困窮等継続的な支援を要する児童を含め多岐にわたる相談を受け付け、全ての子どもが心身共に健やかに育つよう努めます	こども課

(4) 子どもの貧困対策の推進

[現状と課題]

平成25年に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。また、生活の困窮はネグレクト等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切な対応が求められます。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
53 再掲	児童家庭相談員援助活動	一般的な子育て相談はもとより、児童虐待、障がい、生活困窮等継続的な支援を要する児童を含め多岐にわたる相談を受け付け、全ての子どもが心身共に健やかに育つよう努めます	こども課
54	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため福祉資金を貸し付けます	こども課
55	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います	教育総務課

5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立に不安をいだく人が多くいます。理由は「夫の協力を得づらい」「待機児童問題」などさまざまですが、不安を取り除くため、利用者のニーズを踏まえた保育のサービスの充実を一層図るとともに、親同士の交流の場の確保、子育ての情報提供のほか、地域で子育てを見守る枠組み作りを推進していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

[現状と課題]

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
56	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します	こども課
57	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	疾病・出産等により家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合、一定期間保育を実施します	こども課
58	一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務に伴う一時的保育を実施します	こども課
59	香川県放課後子ども総合プラン事業 (放課後子ども教室)	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を行います	生涯学習課
60	病児・病後児保育業	子どもが病気の際に自宅での保育や集団保育が困難な場合、病院において病気の児童の一時的な保育を実施します	こども課
61	通常保育事業	保育所において、保育を必要とする乳幼児を預かり、保育を実施します	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

No.	事業名	取組内容	担当課
62	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに來られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子どもの預かりを実施します	こども課
63	保育サービスの充実	育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決し、サービスの充実を図ります	教育総務課 こども課
64	預り保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します	教育総務課
65	子育てホームヘルプサービス事業	一時的に手助けが必要な妊婦及び3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣し家事援助を行います	こども課
66	愛育会	愛育会行事として、親子体操・レクリエーションを企画・実施します	こども課
67	外国人ママボランティア事業	日本語が話せない外国人ママが、町の健診・相談・訪問等を利用する際、外国人ママボランティアに通訳支援を依頼します	こども課
68	未就園児学級	就園前幼児や保護者が幼稚園活動を体験することにより、不安を解消し、幼稚園に入園できるよう実施します	教育総務課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

[現状と課題]

地域における子育て支援の基盤となる地域子育て支援センター、子育てサークル、民生委員・児童委員等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実を図る必要があります。

また、子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育てをしている母親等の子育て不安の解消を図っていく必要があります。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
69	子育て支援関係者会議	保育所幼稚園のスタッフや保健師等の子育て支援関係者を対象に、子育てに関する講話やケース検討会を実施します	こども課
70	地域子育て支援センター事業	育ちの部屋（氷上保育所）、すくすくルーム（砂入保育園）等の親と子、また子ども同士のふれあいの場を設け、子育てについての援助や助言を行います	こども課
71	利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います	こども課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

[現状と課題]

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

しかし、まだ十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない場合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の適正化、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取組を進めていくことも必要です。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
72	男女共同参画の推進	男女共同参画プランを策定し、男性を含めた子育て意識の啓発を推進します	人権推進課
73	両親学級	出産や子育てに関する情報提供や赤ちゃんのお世話(沐浴等)の手技を習う機会を設け、男性の育児家事参加の重要性も情報発信し、家庭内の子育て環境の充実を図ります	こども課
74 再掲	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します	こども課
75 再掲	一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務に伴う一時的保育を実施します	こども課
76 再掲	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに來られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子どもの預かりを実施します	こども課
77 再掲	預かり保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します	教育総務課

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

[現状と課題]

子育てに要する経費は年々増加しており、子育て家庭の可処分所得を圧迫しています。

出産、子育てにかかる費用については、本来家庭が負担すべきものですが、子どもたちは次代の担い手であり、その子育てコストへの支援については、家庭と社会の役割分担を考慮しながら、医療費、教育費等の経済的支援策を推進することが求められています。

[今後の取組]

No.	事業名	取組内容	担当課
78	児童手当	0歳から15歳までの子どもを養育する親に児童手当を交付します	こども課
79	子育て支援券	子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、出生時に町内店舗にて使用できる子育て支援券を保護者に対し交付します	こども課
80	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出生した場合に、出産育児一時金として支給します	住民健康課
81 再掲	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います	教育総務課

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 30 本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所(園)	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1)利用者支援事業		町全域
	2)地域子育て支援拠点事業		町全域
	3)妊産婦健康診査事業		町全域
	4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)		町全域
	5)養育支援訪問事業		町全域
	6)子育て短期支援事業		町全域
	7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		町全域
	8)延長保育事業		町全域
	9)一時預かり事業		町全域
	10)病児・病後児保育事業		町全域
	11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		町全域
	12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		町全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 量の見込みの算出

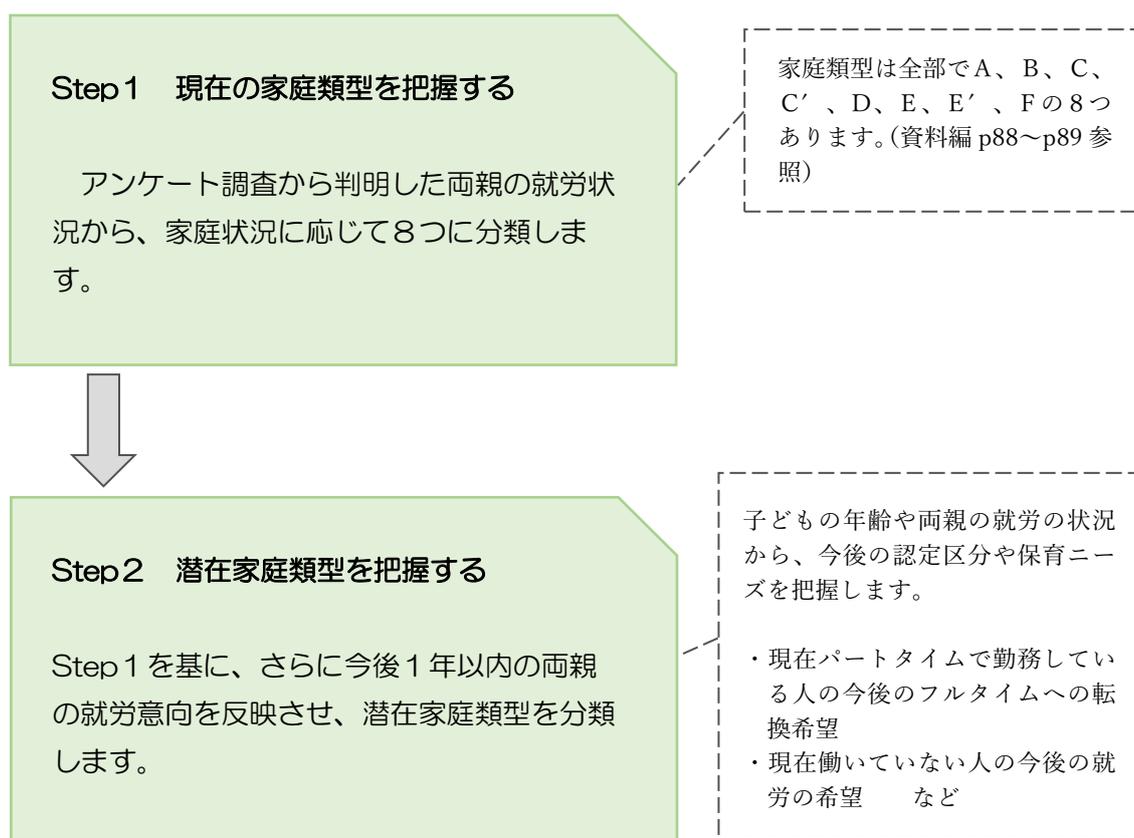
子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量(潜在的なニーズ量)を計算します。

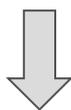
見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込み量の計算では、アンケート調査で得た回答から、潜在家庭類型を把握し、量の見込み、確保方策を決定します。

(1) 見込み量の計算方法

見込み量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計(推計児童数)を掛け合わせて計算を行います。

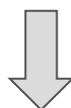




Step3 潜在家庭類型別児童推計数

住民基本台帳の情報を基に、今後の出生数などを推計し、将来の子どもの数を算出、それぞれの潜在家庭タイプの割合を掛け合わせ、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

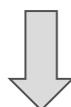
人口の変化率、出産可能とされる年齢の女性の数の割合や変化、出生する乳児の男女比などの様々な要素を用いて、今後の人口を推計し1年ごとに算出します。



Step4 事業ごとの利用意向率

それぞれの事業ごとに用意されている計算式を用い、利用意向率を算出します。

計算式は「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」によって国から示されています。



Step5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型ごとに利用できるサービスや事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に、潜在家庭タイプの割合と児童推計数を掛け合わせます。

例えば、保育所を利用できるのは「保育の必要な事由」に該当すると考えられる潜在家庭類型に限ります。



Step6 ニーズ量の算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて算出します。

Step 3で推計した今後1年ごとの推計児童数を用い、各年度でニーズ量を見込みます。

(2) 見込み量の考え方

見込み量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込み量は、あくまでも今後1年以内に本町に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望通りに利用することが出来た場合を想定します。

本町の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

① 国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等することで、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

② 国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば、一時預かりのニーズ量は、親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから、より実績に近い算出方法を採用することで補正することが可能となります。

③ 算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

④ 過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に係るデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や町内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和4年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、町から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みを行うことになっています。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

③ 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

1) 1号認定

[事業の概要]

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。
「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		170	168	172	167	164
確 保 方 策	①	461	462	460	463	465
	②	0	0	0	0	0
過不足		291	294	288	296	301

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む。
②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[見込み量の妥当性]

国の手引きに準じた推計結果は、①就労の希望が直ちに叶い、かつ、②全ての人
が希望の教育・保育サービスを受けることができる、と仮定したものとなっています。

見込み量は潜在家庭類型を基に1号認定と2号認定に区分して推計されますが、
1号認定と2号幼稚園希望の合計と実績を比較することで地域の潜在ニーズと実績
値との乖離を把握することができます。

潜在家庭類型に基づいたことを踏まえれば、推計結果(170人+99人=269人)は
平成30年度の実績値(257人)と比較して大きな乖離はしておらず、アンケート調査に
よる推計値を見込み量としました。

[確保の方策]

- 教育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量の確保を行います。
- 確保量が過剰であるが、2号認定の児童の利用調整先として確保しておく必要が
あります。

2) 2号認定 I (幼稚園の希望が強いと推定される者)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	現在、幼稚園を利用していると回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		99	98	100	97	95
確 保 方 策	①	99	98	100	97	95
	②	0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

①教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※確認を受けない幼稚園を含む。

②町外の教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)

[確保の方策]

- 1号認定と同様、教育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量を確保します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		417	412	423	411	403
確 保 方 策	①	275	275	275	275	325
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△142	△137	△148	△136	△78

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 保育を希望する児童は一定数以上いるが、施設定員等の理由により、幼稚園へ利用調整し、一時預かりで量の確保を行います。
- 利用調整を行う先の幼稚園の各施設とも改修が必要であり、保育ニーズに対応した「認定こども園」の整備の検討を進めます。

4) 3号認定 I (0歳児)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	122	120	119	116	114
見込み量	71	69	69	67	66
確 保 方 策	①	65	65	65	65
	②	4	4	4	2
	③	0	0	0	0
過不足	△2	0	0	0	0

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[見込み量の補正方法]

3号認定（潜在家庭類型 A、B、C、E）において、育休の後、職場復帰したのは 352 件。うち、1年以上育休を取得したのは 219 件。育休を取得した人の 62.2%（219/352）は 1年以上育休を取得しているため、0歳児保育は不要となります。

0歳児の保育所・認定こども園利用希望は 83 件。うち、育休取得中は 57 件。57 件中 62.2%が 1年以上育休を取得すると仮定すると、その件数は 35 件。0歳児の保育所・認定こども園利用希望者 83 件のうち、35 件（42.1%）は利用しないと考えられます。

以上より、0歳児保育の各年度の調査結果値×57.9%を見込み量としました。

[確保の方策]

- 各保育園において、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

5) 3号認定Ⅱ（1～2歳児）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	1・2歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		318	313	297	293	289
確 保 方 策	①	250	250	250	250	260
	②	29	30	30	32	33
	③	0	0	0	0	0
過不足		△39	△33	△17	△11	4

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 利用希望は一定以上あり、小規模保育、事業所内保育との利用調整を行います。
- 町内認可外施設との連携を視野に確保に努めます。

[認定こども園の整備について]

小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」は、保護者の就労状況に関わらず利用できるなど、多様化する教育・保育ニーズに対応が可能です。

本町においても、既存施設のあり方を含めた検討を行うなど、地域の実状に応じた基盤づくりを進め、待機児童の防止に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。本町では、こども課にて2名の利用者支援の職員を配置し実施します。

[量の見込みの算出方法]

利用者支援事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		2 か所				
確 保 方 策	基本型	1 か所				
	母子 保健型	1 か所				

[確保の方策]

- 教育・保育施設や地域の子育て支援策の急速な拡充が図られる中、利用者支援はさらに重要性を増しており、現在、配置されている利用者専門員等のスキルアップを通じ、さらなる支援、情報提供に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び、現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	1,918 人回	1,884 人回	1,812 人回	1,782 人回	1,754 人回
見込み量	12,317 人回	12,103 人回	11,637 人回	11,443 人回	11,268 人回
確保方策	12,317 人回	12,103 人回	11,637 人回	11,443 人回	11,268 人回
箇所数	2 か所				

[見込み量の補正方法]

上記に示した国の手引きに準じた計算では全ての家庭に対し、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人、今後利用回数を増やしたい人を尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績と大きく乖離しているため、実績値を踏まえた補正を行いました。

[確保の方策]

- 本町では、「育ちの部屋(氷上保育所内)」、「すくすくルーム(砂入保育所内)」の2か所に支援拠点を整備しており、それぞれの特色を周知し、利用者を確保していきます。
- 各施設との連携を図るとともに、町内に4団体ある愛育会とも連携を図り、親子の交流を行う場所の提供に努めます。

(3) 妊産婦健康診査事業

[事業の概要]

妊婦及び胎児の異常の早期発見、健康保持増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みの算出方法]

妊婦に対する健康診査に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,548	2,520	2,464	2,422	2,408
確保方策	<p style="text-align: right;">(人回)</p> «健診回数» 妊娠初期～23週（4週間に1回） 妊娠24～35週（2週間に1回） 妊娠36週～出産まで（1週間に1回） «健診内容» ・問診及び診察、尿検査、血圧測定・体重測定、腹囲・子宮底測定、保健指導 ・血液検査（血液型・不規則抗体・貧血・血糖・風疹ウイルス抗体・HTLV1抗体） ・B型・C型肝炎検査、HIV抗体検査、梅毒検査、性器クラミジア検査、GBS検査 ・超音波検査				

[確保の方策]

- 出産を控えた妊婦に対し、安全・安心な出産に向けて計14回の健診の費用助成を行うとともに、受診勧奨に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

[事業の概要]

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

令和2年度から令和6年度に出生する0歳児人口を推計し、乳児家庭全戸訪問事業に係る量の見込み量としました。

[量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	186	182	180	176	173
確保方策	186	182	180	176	173

[確保の方策]

- 保健師または助産師が、子どもの発育状況や産婦の体調の確認を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、虐待等のハイリスク家庭に対する継続的な支援を行います。
- 里帰り先や転入出後の関係機関との連携を図り、乳児や保護者の切れ目のない支援に繋がるよう努めます。

(5) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

[量の見込みの算出方法]

養育支援訪問事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	18	18	18	17	17
確保方策	18	18	18	17	17

[確保の方策]

- 支援の必要な家庭に対し、保健師等が訪問支援を行い、適切な支援に繋げるとともに、関係機関との連携を図っていきます。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所(ショートステイ)事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ(夜間入所)事業があります。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」と回答した人及び、「親族・知人にみてもらった」人のうち、「非常に困難」「どちらかというと困難」と回答した人

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
確保方策	365	365	365	365	365

[確保の方策]

- 施設の利用については、緊急避難的な場合に限られており、アンケート調査によるニーズは見込まれなかったが、確保する必要があります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

[事業の概要]

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方について、「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	9	9	9	9	9
見込み量	219	220	219	218	210
確保方策	219	220	219	218	210

[見込み量の補正方法]

上記に示した国の手引きに準じた計算では、未就学の5歳児に対し、今後小学校に進学した際の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを利用するかを尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績のほとんどは未就学児であるため、小学生の利用実績と大きく乖離しています。したがって、実績値を踏まえた補正を行いました。

[確保の方策]

- 本町においては、高松市にある「高松ファミリー・サポート・センター」に事業を委託しており、さらなる利用への周知を図ります。

(8) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的な家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	247人	244人	243人	237人	233人
確保方策	247人	244人	243人	237人	233人
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

[確保の方策]

- 町内2園(氷上保育所、平井保育園)において行っており、各園とも保育士の確保や待遇改善に努めます。

(9) 一時預かり事業

(9-1) 一時預かり（幼稚園型）

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所・幼稚園・認定こども園及び地域子育て支援拠点施設などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した人

[量の見込みの算出方法]（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっているが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、平成30年度の実績値を参考に見込み量を算出しました。

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	13,554	13,419	13,766	13,380	13,129
確保方策	13,554	13,419	13,766	13,380	13,129

[確保の方策]

- 保育希望の児童において、施設の定員等の理由により、利用調整された児童の受け入れを各幼稚園において預かることにより量の調整を行います。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(9-2) 一時預かり事業 (その他)

[事業の概要]

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	不定期事業を「利用したい」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっているが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、平成30年度の実績値を参考に見込み量を算出しました。

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,419	2,392	2,429	2,365	2,322
確保方策	2,419	2,392	2,429	2,365	2,322

[確保の方策]

- 保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を軽減するための施設であり、公立の「まんでがんふれあいホーム(定員6名)」と私立の「大宮保育園(定員10名)」において受け入れ体制を確保します。

(10) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師が一時的に保育等する事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	2,930 人日	2,891 人日	2,878 人日	2,812 人日	2,764 人日
見込み量	804 人日	793 人日	790 人日	772 人日	758 人日
確保方策	804 人日	793 人日	790 人日	772 人日	758 人日
定員数	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人

[見込み量の補正方法]

国の手引きに準じた計算では、病気やケガで保育が利用できなかった人のうち、父親もしくは母親が仕事等を休んだ人の、「できれば病児・病後児のための施設を利用したい」と回答した人と、病気やケガの際に「病児・病後児を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」と回答した人の日数の合計を見込んでいます。

国の手引きはニーズ量の最大値をカバーすることを前提としていますが、計画の事業量はある程度現実を踏まえる必要があることから、実績値を踏まえ補正しました。

[確保の方策]

- 本町において、讃陽堂松原病院内「まつばら」とすくすくの会すくすくクリニックこにし内「すくすく SUN」の2施設の病児・病後児保育施設があり、保育定員は計9名で適正な提供体制を確保します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

[事業の概要]

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人

[ニーズ調査による量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	604	606	598	596	587
1年生	107	117	110	118	114
2年生	122	109	117	110	119
3年生	129	122	109	117	110
4年生	86	90	86	75	83
5年生	82	86	90	86	75
6年生	78	82	86	90	86

[見込み量の補正方法]

国の手引きに準じた計算では、5歳児の低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人の合計を見込んでいます。

しかし、5歳児の保護者にとって、小学校に進学して学童保育を利用するか否かは未来のことであり、不確定な要素が多いことから、平成30年度実績値とアンケート調査による推計値には非常に大きな乖離が見られます。

よって、別途町が実施した小学生に対するアンケート調査より、各学年の学童保育利用率を算出し、人口推計と掛け合わせることで補正を行いました。

(小学生に対するアンケート調査の学童利用率)

年 度	アンケート回答数	学童利用者数	利用率
1年生	243 人	113 人	46.5%
2年生	213 人	86 人	40.4%
3年生	218 人	79 人	36.2%
4年生	223 人	34 人	15.2%
5年生	251 人	30 人	12.0%
6年生	210 人	13 人	6.2%

(人口推計)

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1,488	1,500	1,488	1,481	1,452
1年生	224	243	229	248	238
2年生	256	226	245	231	250
3年生	269	256	226	245	231
4年生	259	271	258	228	247
5年生	245	259	271	258	228
6年生	235	245	259	271	258

[補正後の見込み量]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	387	384	374	380	377
1年生	104	113	106	115	111
2年生	103	91	99	93	101
3年生	97	93	82	89	84
4年生	39	41	39	35	38
5年生	29	31	32	31	27
6年生	15	15	16	17	16

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	604 人	606 人	598 人	596 人	587 人
1年生	107 人	117 人	110 人	118 人	114 人
2年生	122 人	109 人	117 人	110 人	119 人
3年生	129 人	122 人	109 人	117 人	110 人
4年生	86 人	90 人	86 人	75 人	83 人
5年生	82 人	86 人	90 人	86 人	75 人
6年生	78 人	82 人	86 人	90 人	86 人
教室数	13	13	13	13	13

- 支援員の確保と研修等を通じての資質向上に努めます。
- 見込み量として通年利用希望数が算出されますが、夏休み等の長期休業に利用希望する児童もいることから、見込み量より一定以上の確保をする必要があり、整備に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人

[確保の方策]

- 令和2年度から実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

[確保の方策]

- 本町では、計画期間内における本事業の実施は、予定していません。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。本制度では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等については、香川県と連携、情報共有を図り、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請し、適切な対応を進めていきます。

第8章 計画の実現に向けて取り組む重点目標

計画策定に向けて実施したアンケート結果を基にしたニーズや第7章「量の見込みと確保方策」を実現するために、本計画の策定期間中に重点的に取り組む目標を定めて、施策を推進していきます。

1. 妊娠・出産・子育てへの支援強化

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において子育て家庭、妊産婦やその家族の方を支える力が弱くなっています。アンケート調査の自由回答集にも、「主人が長期出張で子育ての協力が得られなくなることから母親一人で子ども2人の子育てを乗り切れるか不安」や「シングルマザーです。毎日一人で家事、仕事、育児に追われて体を壊し、悲鳴をあげています」などといった声が寄せられており、妊娠、出産及び子育てに係る不安や負担が増えていることから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要となります。

- 妊産婦訪問事業
- 子育て世代包括支援センター事業
- 母子保健ガイドブック交付

2. 幼児教育・保育の量的確保と質の向上

本町の人口推移をみると、少子高齢化が進んでいる現状下にあるなか、共働き世帯の増加や女性の社会進出が進んだことなどから、保育のニーズは依然として高い状態であり、待機児童問題は喫緊の課題となっています。また、受け入れ側としての幼稚園・保育所においては、保育士等の確保が追い付いていないのが現状です。給与などの処遇改善や働く環境の改善などを行うことにより、幼児教育・保育の量的確保と質の向上を図ります。

- 保育サービスの充実
- 子育て支援関係者会議
- 利用者支援事業

3. 児童虐待防止対策の推進

児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶ちません。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備していく必要があります。

- 三木町児童虐待防止ネットワーク事業
- 児童家庭相談員援助活動

資料編

1. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	内 容
平成31年3月1日～ 平成31年3月11日	アンケート調査実施
令和元年7月22日	第1回子ども・子育て会議 (協議内容) ・会長等役員の選出について ・第2期事業計画の概要について ・三木町の現状（ニーズ調査の概要等）について ・第2期事業計画の基本理念について
令和元年9月24日	第2回子ども・子育て会議 (協議内容) ・第1期事業計画の点検・評価（対象事業：68事業）について ・第1期事業計画の事業別実績比較について ・第2期事業計画の基本目標・施策体系について
令和元年10月30日	第3回子ども・子育て会議 (協議内容) ・「量の見込み」と「確保の方策」について
令和元年12月17日	第4回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年12月25日 ～令和2年1月24日	計画書（案）について、パブリックコメント実施 三木町ホームページ、まんでがん子ども課窓口で公開
令和2年2月18日	第5回子ども・子育て会議 ・三木町子ども・子育て支援事業計画（案）について (パブリックコメントとその修正について)
令和2年3月	計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	所属等	氏名
法第6条第2項に規定する保護者	三木町 PTA 協議会会長	植田 真次
	公立幼稚園 PTA 代表	鯛谷 聖玲菜
	私立幼稚園 PTA 代表	鎌田 亜紀
	保育所保護者代表	安原 圭子
法第6条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	白井 敬根
	公立幼稚園長代表	宮武 尚美
	私立幼稚園長代表	吉原 照代
	保育所代表	高松 和範
	三木町教育総務課	佐治 裕子
	三木町政策課	横山 敬二
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	民生児童委員代表	石濱 敏男
	愛育会会長	長尾 周子
	子育て支援関係者会議 スーパーバイザー	谷本 智子
	三木町男女共同参画推進会会長	武田 珠恵
	香川県子ども女性相談センター	土田 恵美

3. 三木町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に基づき、三木町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

- 2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

4. 用語集

【あ行】

■ 預かり保育

幼稚園において、通常の教育時間の前後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

■ 育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6ヶ月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育する為の休業を取得することができ、事業主はこのことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前のこどもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳児未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

■ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した40歳代で再び上昇することで形成される。

【か行】

■ 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■ 教育・保育施設

『認定こども園法』に規定する認定こども園、『学校教育法』に規定する幼稚園、『児童福祉法』に規定する保育所をいう。

■ 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、乳児・幼児の居宅において家庭保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■ 子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動をいう。

■ 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■ 子ども

『子ども・子育て支援法』（第6条）において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■ 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

■ コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

【さ行】**■ 事業所内保育**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業をいう。

■ 児童館

「児童福祉法」（第40条）に基づく児童福祉施設である屋内型の児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいい、虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

● 資料編 ●

■ 児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けている様々な事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設をいう。

■ 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。

■ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むことをいう。

【た行】

■ 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

■ 地域子ども・子育て支援事業

『子ども・子育て支援法』第59条に定められた13事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業など既存10事業、および、利用者支援事業など新規3事業）をいう。

■ 特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設のことで、施設型給付（公費）を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている）をいう。

■ 認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているものをいう。

■ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「施設に通っていない子どもも含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域における子育て支援を行う」等の機能を持ち、都道府県知事が条例に基づき認可する。認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。

- ① 幼保連携型…認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ② 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要性の認定を受けた子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ③ 保育所型…認可保育所が、保育の必要性の認定を受けた子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ④ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【は行】

■ バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的、制度的な障壁や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。

■ 保育所

『児童福祉法』（第39条）に定められた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設をいう。

【や行】

■ 幼稚園

『学校教育法』（第22条）に定められた、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設をいう。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

5. 家庭類型の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月64時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月64時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

【 家庭類型の分類図 】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
父親						
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

6. 三木町における幼稚園・保育所の入園者数の状況

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳人口	232	201	191	190	188	190	202	192	201	193
1・2歳人口	572	476	479	459	429	428	436	445	461	424
3～5歳人口	768	830	755	711	715	737	711	704	678	696
0～5歳人口 計	1,572	1,507	1,425	1,360	1,332	1,355	1,349	1,341	1,340	1,313

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
公立幼稚園	343	366	315	257	254	251	247	246	241	210
私立幼稚園	193	117	83	103	103	92	106	99	92	90
①幼稚園 計	536	483	398	360	357	343	353	345	333	300

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
公立保育所	77	108	115	107	105	115	137	160	170	178
私立保育所	317	400	478	545	528	568	553	554	538	527
②保育所	394	508	593	652	633	683	690	714	708	705

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①+② 合計	930	991	991	1,012	990	1,026	1,043	1,059	1,041	1,005
③家庭	642	516	434	348	342	329	306	282	299	308
総計 (①+②+③)	1,572	1,507	1,425	1,360	1,332	1,355	1,349	1,341	1,340	1,313

7. コーホート要因法による人口推計表

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	186	182	180	176	173
1歳	221	204	200	198	194
2歳	227	237	219	215	213
3歳	237	225	235	217	213
4歳	225	244	233	242	224
5歳	240	226	245	234	243
6歳	224	243	229	248	238
7歳	256	226	245	231	250
8歳	269	256	226	245	231
9歳	259	271	258	228	247
10歳	245	259	271	258	228
11歳	235	245	259	271	258
12歳	280	238	248	262	274
13歳	245	280	238	248	262
14歳	242	245	280	238	248
15歳	284	243	246	281	239
16歳	254	282	241	244	279
17歳	285	249	277	236	239
18歳	248	279	244	272	232
19歳	300	242	272	238	266
20歳	258	288	233	262	229
21歳	252	259	289	234	263
22歳	231	234	240	268	217
23歳	217	218	221	227	253
24歳	239	208	208	211	217
25歳	251	238	208	208	211
26歳	219	237	225	197	196
27歳	213	219	237	225	196
28歳	239	214	220	238	226
29歳	229	237	213	219	237
30歳	256	252	261	235	242
31歳	286	256	252	261	235
32歳	280	296	265	261	271
33歳	277	287	305	273	269
34歳	332	277	289	305	272
35歳	295	337	281	292	309
36歳	332	289	331	276	288
37歳	311	330	288	331	275
38歳	323	305	323	282	324
39歳	331	328	309	326	285
40歳	331	325	322	303	319
41歳	347	332	326	323	304
42歳	351	347	332	326	323
43歳	393	351	347	332	326
44歳	442	387	346	342	327
45歳	412	447	392	351	347
46歳	451	412	447	392	351
47歳	417	443	404	439	385

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
48歳	359	416	442	403	438
49歳	362	360	417	443	404
50歳	341	368	365	423	449
51歳	361	341	368	365	423
52歳	350	366	346	374	370
53歳	267	345	361	341	369
54歳	286	264	341	357	337
55歳	344	280	259	335	351
56歳	298	344	280	259	335
57歳	325	293	337	274	253
58歳	325	324	292	336	273
59歳	314	321	320	289	332
60歳	354	311	318	317	286
61歳	386	352	309	316	315
62歳	373	381	347	304	311
63歳	403	369	377	344	301
64歳	376	401	367	375	342
65歳	390	377	402	368	376
66歳	407	385	372	397	363
67歳	453	403	381	368	393
68歳	455	451	401	379	366
69歳	491	449	445	395	373
70歳	517	486	445	441	391
71歳	566	511	480	440	436
72歳	524	559	505	473	434
73歳	386	514	548	495	464
74歳	239	383	510	544	491
75歳	332	236	379	504	538
76歳	318	326	231	371	492
77歳	316	311	319	226	363
78歳	330	307	302	310	219
79歳	255	323	300	295	303
80歳	258	248	314	292	287
81歳	213	243	233	294	274
82歳	241	203	231	221	279
83歳	230	233	196	223	213
84歳	230	220	224	187	213
85歳	209	221	211	216	179
86歳	186	195	205	195	200
87歳	177	171	181	189	179
88歳	163	161	155	164	171
89歳	152	140	137	133	142
90歳以上	658	661	614	585	582
(再掲) 0～14歳	3,591	3,581	3,566	3,511	3,496
(再掲) 15～64歳	15,710	15,484	15,240	15,065	14,841
(再掲) 65歳以上	8,696	8,717	8,721	8,705	8,721
合計	27,997	27,782	27,527	27,281	27,058

8. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果

(1) パブリックコメントの募集期間

令和元年12月25日（水）から令和2年1月24日（金）

(2) 意見提出方法

郵便・FAX・電子メール・直接持参

(3) 公表物の掲示場所

三木町ホームページ（閲覧件数：186件）
 まんでがん子ども課窓口（閲覧件数：0件）

(4) 意見提出者状況

提出者数 1名
 意見件数 2件

(5) 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	取組No.36（事業名：思春期性教育）のように、拡充した事業名が他にあるのであれば、拡充を入れたらどうか？	他の事業においては、小規模な変更がほとんどであり、「拡充」という記載は控えております。
2	取組No.38（事業名：家庭教育学級・ブックスタート・家庭教育力再生事業）で、前プランと比べると、子どもまつりが取組内容から外れているのはなぜか？	「子どもまつり」については、現在、あり方を検討していることから、記載を控えております。